

東京地方裁判所 平成●●年(○○)第●●号、第●●号 青色申告承認取消処分等取消請求事件

国側当事者・国(相模原税務署長)

平成21年1月30日棄却・控訴

判 決

第1事件原告	株式会社A
代表者代表取締役	甲
第2事件原告	B株式会社
代表者代表取締役	乙
上記2名訴訟代理人弁護士	松本 素彦 竹中 啓介 小谷 馨
補佐人税理士	久保田 弘
全事件被告	国
代表者法務大臣	森 英介
全事件処分行政庁	相模原税務署長 白木 昇
指定代理人	坂本 隆一 沼田 渉 飯塚 篤 勇 宏一郎 古瀬 英則 中村 秀利 緒方 砂保

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 第1事件

- (1) 相模原税務署長が原告株式会社Aに対して平成14年12月6日付けでした同7年4月1日から同8年3月31日までの事業年度以後の法人税の青色申告承認取消処分を取り消す。
- (2) 相模原税務署長が原告株式会社Aに対して平成15年2月25日付けでした、
ア 平成7年4月1日から同8年3月31日までの事業年度の法人税の更正のうち、所得金額46万0300円、納付すべき税額10万8600円を超える部分及び重加算税賦課決定

- イ 平成8年4月1日から同9年3月31日までの事業年度の法人税の更正（ただし、同17年5月18日付け裁決により一部取り消された後のもの）のうち、所得金額3854万1766円、納付すべき税額1434万6200円を超える部分、過少申告加算税賦課決定及び重加算税賦課決定（ただし、同日付け裁決により一部取り消された後のもの）
- ウ 平成9年4月1日から同10年3月31日までの事業年度の法人税の更正（ただし、同17年5月18日付け裁決により一部取り消された後のもの）のうち、所得金額5751万9394円、納付すべき税額2192万4000円を超える部分、過少申告加算税賦課決定及び重加算税賦課決定（ただし同日付け裁決により一部取り消された後のもの）
- エ 平成10年4月1日から同11年3月31日までの事業年度の法人税の更正のうち、所得金額4407万1216円、納付すべき税額1543万1400円を超える部分及び重加算税賦課決定（ただし、いずれも同17年5月18日付け裁決により一部取り消された後のもの）
- オ 平成11年4月1日から同12年3月31日までの事業年度の法人税の更正（ただし、同17年5月18日付け裁決により一部取り消された後のもの）のうち、所得金額1025万4428円、納付すべき税額243万1200円を超える部分、過少申告加算税賦課決定及び重加算税賦課決定（ただし、同日付け裁決により一部取り消された後のもの）
- カ 平成12年4月1日から同13年3月31日までの事業年度の法人税の更正（ただし、同17年5月18日付け裁決により一部取り消された後のもの）のうち、所得金2313万2923円、納付すべき税額630万9100円を超える部分、過少申告加算税賦課決定及び重加算税賦課決定（ただし、同日付け裁決により一部取り消された後のもの）
- をいずれも取り消す。

2 第2事件

- (1) 相模原税務署長が原告B株式会社に対して平成14年12月6日付けでした同7年10月1日から同8年9月30日までの事業年度以後の法人税の青色申告承認取消処分を取り消す。
- (2) 相模原税務署長が原告B株式会社に対して平成15年2月25日付けでした、
- ア 平成7年10月1日から同8年9月30日までの事業年度の法人税の更正のうち、所得金額1億2137万2189円、納付すべき税額4612万1500円を超える部分及び重加算税賦課決定（ただし、いずれも同17年5月18日付け裁決により一部取り消された後のもの）
- イ 平成8年10月1日から同9年9月30日までの事業年度の法人税の更正のうち、所得金額1億6767万1800円、納付すべき税額6550万7900円を超える部分及び重加算税賦課決定（ただし、いずれも同17年5月18日付け裁決により一部取り消された後のもの）
- ウ 平成9年10月1日から同10年9月30日までの事業年度の法人税の更正のうち、所得金額2億2911万3860円、納付すべき税額9037万3700円を超える部分及び重加算税賦課決定（ただし、いずれも同17年5月18日付け裁決により一部取り消された後のもの）
- エ 平成10年10月1日から同11年9月30日までの事業年度の法人税の更正のうち、所得金額2億0044万8843円、納付すべき税額7348万5100円を超える部分及び重加算税賦課決定（ただし、いずれも同17年5月18日付け裁決により一部取り消された

後のもの)

オ 平成11年10月1日から同12年9月30日までの事業年度の法人税の更正のうち、所得金額1億7360万1159円、納付すべき税額5710万4000円を超える部分及び重加算税賦課決定(ただし、いずれも同17年5月18日付け裁決により一部取り消された後のもの)

をいずれも取り消す。

(3) 相模原税務署長が原告B株式会社に対して平成15年2月25日付けでした、

ア 平成7年10月1日から同8年9月30日までの課税期間の消費税の更正のうち、納付すべき税額359万8300円を超える部分及び重加算税賦課決定(ただし、同15年2月27日付け重加算税の変更決定により一部取り消された後のもの)

イ 平成8年10月1日から同9年9月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正のうち消費税の納付すべき税額432万7300円を超える部分及び地方消費税の還付すべき譲渡割額198万5291円を下回る部分並びに重加算税賦課決定

ウ 平成9年10月1日から同10年9月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正のうち消費税の納付すべき税額1476万8100円を超える部分及び地方消費税の納付すべき譲渡割額370万1800円を超える部分並びに重加算税賦課決定

エ 平成10年10月1日から同11年9月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正のうち消費税の納付すべき税額800万5800円を超える部分及び地方消費税の納付すべき譲渡割額201万1200円を超える部分並びに重加算税賦課決定

オ 平成11年10月1日から同12年9月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正のうち消費税の納付すべき税額701万4200円を超える部分及び地方消費税の納付すべき譲渡割額176万0400円を超える部分並びに重加算税賦課決定

をいずれも取り消す。

(4) 相模原税務署長が原告B株式会社に対して平成15年2月25日付けでした、

ア 平成9年7月から同年12月までの各月分の源泉徴収に係る所得税の各納税告知処分及び重加算税賦課決定

イ 平成10年7月から同年12月までの各月分の源泉徴収に係る所得税の各納税告知処分及び重加算税賦課決定

ウ 平成11年1月から同年6月までの各月分の源泉徴収に係る所得税の各納税告知処分及び重加算税賦課決定

エ 平成11年7月から同年12月までの各月分の源泉徴収に係る所得税の各納税告知処分及び重加算税賦課決定

オ 平成12年1月から同年6月までの各月分の源泉徴収に係る所得税の各納税告知処分及び重加算税賦課決定

カ 平成12年7月から同年11月までの各月分の源泉徴収に係る所得税の各納税告知処分及び重加算税賦課決定

をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

- 1 (1) 第1事件は、原告株式会社A(以下「原告A」という。)が、①丙(以下「丙」という。)に係る給料手当及び賞与、②丁(以下「丁」という。)に係る役員報酬、③有限会社C(以下

「C」という。)に係る主要材料費並びに④乙(以下「乙」という。)に係る賞与について、いずれも損金の額に算入して法人税の確定申告をしたのに対し、相模原税務署長から、上記①が架空のものであるとして、法人税の青色申告承認取消処分を受け、また、上記①から③までがいずれも架空のものであり、上記④が損金の額に算入できないものであるなどとして、法人税の更正、過少申告加算税賦課決定及び重加算税賦課決定を受けたことから、被告に対し、上記各処分の取消しを求める事案である。

- (2) 第2事件は、原告B株式会社(以下「原告B」といい、原告Aと併せて「原告ら」という。)が、①丙こと丙(以下「丙」という。)に係る外注加工費及び土地取得経費、②戊(以下「戊」という。)に係る役員報酬及び給与並びにD(以下「D」という。)に係る役員報酬、③原告Aに係る建物・材料仕入、④E及びFに対する立ち退き料について、いずれも損金の額に算入して法人税の確定申告をし、また、上記①及び③について、これらに係る消費税をいずれも控除対象仕入税額に算入して消費税の確定申告をしたのに対し、相模原税務署長から、上記①が架空のものであるとして、法人税の青色申告承認取消処分を受け、また、上記①から④までがいずれも架空のものであるなどとして、法人税の更正、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の更正、源泉徴収に係る所得税の納税告知処分並びに重加算税賦課決定を受けたことから、被告に対し、上記各処分の取消しを求める事案である。

2 関係法令等の定め

- (1) 平成18年法律第10号による改正前の国税通則法68条3項

前条第1項の規定に該当する場合(同項ただし書又は同条第2項の規定の適用がある場合を除く。)において、納税者が事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づきその国税をその法定納期限までに納付しなかつたときは、税務署長は、当該納税者から、不納付加算税の額の計算の基礎となるべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいし、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠ぺいし、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)に係る不納付加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を徴収する。

- (2) 平成14年法律第45号による改正前の法人税法2条15号

役員 法人の取締役、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している者のうち政令で定めるものをいう。

- (3) 平成18年法律第10号による改正前の法人税法34条

ア 1項

内国法人がその役員に対して支給する報酬の額(次項の規定の適用があるものを除く。)のうち不相当に高額な部分の金額として政令で定める金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

イ 3項

前2項に規定する報酬とは、役員に対する給与(債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。)のうち、次条第4項に規定する賞与及び退職給与以外のものをいう。

- (4) 平成18年法律第10号による改正前の法人税法35条

ア 1項

内国法人がその役員に対して支給する賞与の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金

額の計算上、損金の額に算入しない。

イ 4項

前3項に規定する賞与とは、役員又は使用人に対する臨時的な給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）のうち、他に定期の給与を受けていない者に対し継続して毎年所定の時期に定額（利益に一定の割合を乗ずる方法により算定されることとなつてゐるものを除く。）を支給する旨の定めに基ついて支給されるもの及び退職給与以外のものをいう。

(5) 平成12年法律第97号による改正前の法人税法127条1項

第121条第1項（青色申告）の承認を受けた内国法人につき次の各号の一に該当する事実がある場合には、納税地の所轄税務署長は、当該各号に掲げる事業年度までさかのぼつて、その承認を取り消すことができる。この場合において、その取消しがあつたときは、当該事業年度開始の日以後その内国法人が提出したその承認に係る青色申告書（納付すべき義務が同日前に成立した法人税に係るものを除く。）は、青色申告書以外の申告書とみなす。

1号及び2号（略）

3 その事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し、その他その記載事項の全体についてその真実性を疑うに足る相当の理由があること。 当該事業年度

（以下略）

(6) 平成14年法律第79号による改正前の法人税法130条2項

税務署長は、内国法人の提出した青色申告書に係る法人税の課税標準又は欠損金額の更正をする場合には、その更正に係る国税通則法第28条第2項（更正通知書の記載事項）に規定する更正通知書にその更正の理由を附記しなければならない。

(7) 平成18年政令第125号による改正前の法人税法施行令7条

令第2条第15号（役員の意義）に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 1 法人の使用人（職制上使用人としての地位のみを有する者に限る。次号において同じ。）以外の者でその法人の経営に従事しているもの
- 2 同族会社の使用人のうち、第71条第1項第4号イからハまで（使用人兼務役員とされない役員）の規定中「役員」とあるのを「使用人」と読み替えた場合に同号イからハまでに掲げる要件のすべてを満たしている者で、その会社の経営に従事しているもの

(8) 平成15年政令第131号による改正前の法人税法施行令71条1項4号前3号に掲げるもののほか、同族会社の役員のうち次に掲げる要件のすべてを満たしている者

イ 当該会社の株主グループにつきその持株割合が最も大きいものから順次その順位を付し、その第1順位の株主グループ（同順位の株主グループが2以上ある場合には、そのすべての株主グループ。以下この号イにおいて同じ。）の持株割合を算定し、又はこれに順次第2順位及び第3順位の株主グループの持株割合を加算した場合において、当該役員が次に掲げる株主グループのいずれかに属していること。

(1) 第1順位の株主グループの持株割合が100分の50以上である場合における当該株主グループ

(2) 第1順位及び第2順位の株主グループの持株割合を合計した場合にその持株割合がはじめて100分の50以上になるときにおけるこれらの株主グループ

- (3) 第1順位から第3順位までの株主グループの持株割合を合計した場合にその持株割合がはじめて100分の50以上になるときにおけるこれらの株主グループ
- ロ 当該役員の属する株主グループの当該会社に係る持株割合が100分の10をこえていること。
- ハ 当該役員（その配偶者及びこれらの者の持株割合が100分の50以上である場合における他の会社を含む。）の当該会社に係る持株割合が100分の5をこえていること。

3 前提事実

本件の前提となる事実、次のとおりである。証拠及び弁論の全趣旨により容易に認めることができる事実等は、その旨付記した。その余の事実、当事者間に争いがない。

(1) 当事者等

ア 原告Aについて

- (ア) 原告Aは、建築工事の設計及び監理業務等を目的とする株式会社である。（甲イ21、甲ロ21）
- (イ) 原告Aは、昭和62年5月26日に当時の有限会社Bから設計部門を独立させ、株式会社Aの商号で設立された法人であり、平成5年9月25日に上記商号から現在の商号に変更されたものである。（甲イ21、甲ロ21）
- (ウ) 原告Aの代表取締役は、昭和62年5月26日の設立以降乙が務めていたが、平成7年8月1日に同人の妻である甲（以下「甲」という。）が就任した。（甲イ21、甲ロ21）
- (エ) 原告Aの株主は、平成7年4月1日から同13年3月31日までににおいては、乙及び甲の2名であり、発行済み株式総数200株のうち166株を乙が、34株を甲がそれぞれ保有していた。
- (オ) 乙の弟であるDの妻丁は、平成9年2月1日から同12年8月1日までの間、原告Aの取締役として登記されていた。

イ 原告Bについて

- (ア) 原告Bは、建築設計監理業務等を目的とする株式会社である。（甲イ19、甲ロ19）
- (イ) 原告Bは、昭和60年10月8日に有限会社Bの商号で設立された法人であり、平成6年12月6日に株式会社に組織変更されたものである。
- (ウ) 原告Bの代表取締役は、昭和60年10月8日の設立以降乙が務めていたが、平成12年9月30日に同人の父であるG（以下「G」という。）が就任し、さらに、同17年11月3日に再度乙が就任した。（甲イ19、20、甲ロ19、20）
- (エ) 原告Bの株主は、平成7年10月1日から同12年9月30日までににおいては、乙及び甲の2名であり、発行済み株式総数200株のうち、同人らがそれぞれ100株ずつを保有していた。
- (オ) Dは、平成8年12月1日から同13年8月10日までの間、乙の妹である戊は、同7年10月12日から同12年9月30日までの間、それぞれ原告Bの取締役として登記されていた。

(2) 原告Aに対する課税の経緯等

- ア 原告Aは、次の各事業年度の法人税について、確定申告書に別紙1の別表1から別表6までの各「確定申告」欄記載のとおり記載して、いずれも法定申告期限までに相模原税務署長に提出した。（甲イ1の1から1の6まで）

- (ア) 平成7年4月1日から同8年3月31日までの事業年度（以下「平成8年3月期」という。）
- (イ) 平成8年4月1日から同9年3月31日までの事業年度（以下「平成9年3月期」という。）
- (ウ) 平成9年4月1日から同10年3月31日までの事業年度（以下「平成10年3月期」という。）
- (エ) 平成10年4月1日から同11年3月31日までの事業年度（以下「平成11年3月期」という。）
- (オ) 平成11年4月1日から同12年3月31日までの事業年度（以下「平成12年3月期」という。）
- (カ) 平成12年4月1日から同13年3月31日までの事業年度（以下「平成13年3月期」といい、上記各事業年度と併せて「本件A各事業年度」という。）
- イ 原告Aは、別紙1の別表2の「修正申告」欄記載のとおり、平成9年12月11日、平成9年3月期の法人税の修正申告書を相模原税務署長に提出し、相模原税務署長は、同月26日付けで、過少申告加算税賦課決定をした。（甲イ1の7）
- ウ 相模原税務署長は、原告Aに対し、平成14年12月6日、平成8年3月期以降の法人税の青色申告承認取消処分（以下「本件A青色取消処分」という。）をした。（甲イ3）
- エ 原告Aは、相模原税務署長に対し、平成15年2月4日、本件A青色取消処分について異議申立てをしたが、相模原税務署長は、同年6月2日付けで、同異議申立てを棄却する旨の決定をした。そこで、原告Aは、国税不服審判所長に対し、同月4日、審査請求をした。（甲イ6の1、7、8の1）
- オ 相模原税務署長は、原告Aに対し、平成15年2月25日付けで、次のとおりの各処分をした（以下、これらの処分を併せて「本件A各処分」という。）。（甲イ4の1から4の6まで）
- (ア) 本件A各事業年度に係る法人税の各更正（以下「本件A各更正」という。）
- (イ) 平成9年3月期、平成10年3月期、平成12年3月期及び平成13年3月期の各更正に係る各過少申告加算税賦課決定（以下「本件A各過少申告加算税賦課決定」という。）
- (ウ) 本件A各更正に係る各重加算税賦課決定（以下「本件A各重加算税賦課決定」といい、本件A各過少申告加算税賦課決定と併せて「本件A各賦課決定」という。）
- カ 原告Aは、相模原税務署長に対し、平成15年4月14日、本件A各処分について異議申立てをしたが、相模原税務署長が同異議申立てをした日の翌日から起算して3月を経過しても同異議申立てについての決定をしなかったことから、国税不服審判所長に対し、同年10月15日、同決定を経ないで、審査請求をした。（甲イ6の2、8の2）
- キ 国税不服審判所長は、平成17年5月18日、別紙1の別表1から別表6までの各「裁決」欄記載のとおり裁決をした。（甲イ10、甲ロ18）
- (3) 原告Bに対する課税の経緯等
- ア 原告Bは、次の各事業年度の法人税及び各課税期間の消費税等について、確定申告書に別紙2の別表1から別表10までの各「確定申告」欄記載のとおり記載して、いずれも法定申告期限までに相模原税務署長に提出した。（甲ロ1の1から1の5まで）
- (ア) 平成7年10月1日から同8年9月30日までの法人税の事業年度及び消費税の課

税期間（以下「平成8年9月期」という。）

（イ）平成8年10月1日から同9年9月30日までの法人税の事業年度及び消費税等の課税期間（以下「平成9年9月期」という。）

（ウ）平成9年10月1日から同10年9月30日までの法人税の事業年度及び消費税等の課税期間（以下「平成10年9月期」という。）

（エ）平成10年10月1日から同11年9月30日までの法人税の事業年度及び消費税等の課税期間（以下「平成11年9月期」という。）

（オ）平成11年10月1日から同12年9月30日までの法人税の事業年度及び消費税等の課税期間（以下「平成12年9月期」という。また、平成8年9月期から平成12年9月期までの法人税の各事業年度を併せて「本件B各事業年度」といい、平成8年9月期の消費税及び平成9年9月期から平成12年9月期までの消費税等の各課税期間を併せて「本件各課税期間」という。）

イ 原告Bは、別紙2の別表1及び別表6の各「修正申告」欄記載のとおり、平成9年5月28日、平成8年9月期の法人税及び消費税の修正申告書を相模原税務署長に提出し、相模原税務署長は、同年6月30日付けで、過少申告加算税賦課決定をした。（甲ロ1の6）

ウ 相模原税務署長は、原告Bに対し、平成14年12月6日、平成8年9月期以降の法人税の青色申告承認取消処分（以下「本件B青色取消処分」という。）をした。（甲ロ3）

エ 原告Bは、相模原税務署長に対し、平成15年2月4日、本件B青色取消処分について異議申立てをしたが、相模原税務署長は、同年6月2日付けで、同異議申立てを棄却する旨の決定をした。そこで、原告Bは、国税不服審判所長に対し、同月4日、審査請求をした。（甲ロ7の1、8の1、9の1）

オ 相模原税務署長は、原告Bに対し、平成15年2月25日付けで、次のとおりの各処分をした（以下、これらの処分を併せて「本件B各処分」といい、本件B各処分と本件A各処分を併せて「本件各処分」という。）。（甲ロ4の1から4の5まで、5の1から5の6まで、6）

（ア）本件B各事業年度に係る法人税の各更正（以下「本件B法人税各更正」という。）

（イ）本件B法人税各更正に係る各重加算税賦課決定（以下「本件B法人税各重加算税賦課決定」という。）

（ウ）本件B各課税期間に係る消費税の更正及び消費税等の各更正（以下「本件B消費税等各更正」といい、本件B法人税各更正と併せて、「本件B各更正」という。）

（エ）本件B消費税等各更正に係る各重加算税賦課決定（以下「本件B消費税等各重加算税賦課決定」という。なお、平成8年9月期の重加算税賦課決定は、平成15年2月27日付け重加算税の変更決定により一部取り消された。）

（オ）平成9年7月から同年12月まで、同10年7月から同年12月まで、同11年1月から同年6月まで、同年7月から同年12月まで、同12年1月から同年6月まで、同年7月から同年11月までの各月分の源泉徴収に係る所得税の各納税告知処分（以下「本件B各納税告知処分」という。）

（カ）本件B各納税告知処分に係る各重加算税賦課決定（以下「本件B源泉所得税各重加算税賦課決定」といい、本件B法人税各重加算税賦課決定及び本件B消費税等各重加算税賦課決定と併せて「本件B各賦課決定」という。）

カ 原告Bは、相模原税務署長に対し、平成15年4月14日、本件B各処分について異議申立てをしたが、相模原税務署長が同異議申立てをした日の翌日から起算して3月を経過しても同異議申立てについての決定をしなかったことから、国税不服審判所長に対し、同年10月16日、同決定を経ないで、審査請求をした。(甲ロ9の2)

キ 国税不服審判所長は、平成17年5月18日、別紙2の別表1から別表16までの各「裁決」欄記載のとおり裁決をした。(甲イ18、甲ロ11)

(4) 本件訴えの提起

原告Aは、平成17年11月16日、第1事件に係る訴えを提起し、原告Bは、同日、第2事件に係る訴えを提起した。(当裁判所に顕著な事実)

4 本件各処分の課税根拠及び計算関係に関する被告の主張

本件A各処分の課税根拠及び計算関係に関する被告の主張は別紙3のとおりであり、本件B各処分の課税根拠及び計算関係に関する被告の主張は別紙4のとおりである。

5 争点

本件の争点は、次のとおりであり、これらに関連する部分を除き、被告の主張する課税根拠及び計算関係に争いはない。

(1) 第1事件

ア 原告Aが損金の額に算入した丙に係る給料手当及び賞与は架空のもののか(本件A各事業年度の法人税)

イ 原告Aが損金の額に算入した丁に係る役員報酬は架空のもののか(平成9年3月期から平成13年3月期までの法人税)

ウ 原告Aが損金の額に算入したCに係る主要材料費は架空のもののか(平成10年3月期の法人税)

エ 原告Aが損金の額に算入した乙に係る賞与は損金算入できない役員賞与に該当するものであるか(平成9年3月期から平成13年3月期までの法人税)

オ 本件A青色取消処分の適法性(更正の理由付記に係る違法があるか)

(2) 第2事件

ア 原告Bが損金の額に算入した丙に係る外注加工費及び土地取得経費は架空のもののか(本件B各事業年度の法人税、平成8年9月期の消費税、平成9年9月期から平成12年9月期までの消費税等)

イ 原告Bが損金の額に算入した戊に係る役員報酬及び給与並びにDに係る役員報酬は架空のものであり、乙に係る役員賞与であるか(本件B各事業年度の法人税、源泉徴収に係る所得税)

ウ 原告Bが損金の額に算入した原告Aに係る建物・材料仕入(以下「本件材料仕入れ」という。)は架空のもののか(平成9年9月期の法人税、平成9年9月期の消費税等)

エ 原告Bが損金の額に算入したE及びFに対する立ち退き料は架空のもののか(平成11年9月期の法人税)

オ 本件B青色取消処分の適法性(更正の理由付記に係る違法があるか)

6 当事者の主張

(1) 争点(1)ア(原告Aが損金の額に算入した丙に係る給料手当及び賞与は架空のもののか)について

(被告の主張)

ア 原告Aは、丙に対して、平成8年3月期に1080万円、平成9年3月期に1720万円、平成10年3月期に1080万円、平成11年3月期に1180万円、平成12年3月期に1266万円及び平成13年3月期に796万8000円の給与(以下、これらを併せて「本件丙給与」という。)をそれぞれ支給したとして、総勘定元帳及び決算書に計上し、本件A各事業年度において法人税の損金の額に算入している。

しかし、本件丙給与は、①丙は原告Aに勤務せず、仕事も行っていないにもかかわらず支給したとするものであること、②乙は、本件丙給与の支給に際して、丙に対し、給与明細書に記載した金額を大幅に下回る3万円程度の現金しか渡していないこと、③丙は、本件丙給与が原告の不正行為に使用されていることを認識していたこと、④丙は、その3万円程度の現金について、原告への名義貸しに対する謝礼金と認識していたこと、⑤本件丙給与の額は、他の従業員の給与に比べ不自然に高額であるところ、その金額が乙によって根拠なく決定されていることなどの諸事実からして、何ら実態の伴わない架空の給与であることは明らかである。

したがって、原告Aが本件丙給与を損金の額に算入したことは、仮装又は隠ぺいに当たる不正な行為であることが明らかであるから、本件丙給与を原告Aの損金の額に算入することはできない。

イ 原告Aは、丙に対する賞与(以下「本件丙賞与」といい、本件丙給与と併せて「本件丙給与等」という。)を支給しているが、丙は、本件丙賞与について、本件丙給与と同様に、明細書は受け取っていたものの、その明細書に記載された金額を受け取っていない旨供述しており、本件丙賞与も本件丙給与と同様に架空のものであることは明らかである。

したがって、本件丙賞与を原告Aの損金の額に算入することはできない。

(原告Aの主張)

ア 丙は、管理監督者的従業員として勤務し、大工の手配、材料仕入れの手配等の仕事を行っていた。また、原告Aは、丙に対し、月額79万円から100万円の金銭を支払っており、3万円程度しか支払っていないということはなく、この3万円が謝礼であることを裏付ける客観的証拠もない。

イ 本件丙給与等は、丙がした正当な労働の対価であるから、原告Aの損金の額に算入することができるものである。

(2) 争点(1)イ(原告ホームフロンティアが損金の額に算入した丁に係る役員報酬は架空のものか)について

(被告の主張)

ア 原告Aは、丁に対して、平成9年3月期に100万円、平成10年3月期に1100万円、平成11年3月期に600万円、平成12年3月期に600万円及び平成13年3月期に250万円の役員報酬(以下、これらを併せて「本件丁役員報酬」という。)を支給したとして総勘定元帳及び決算書に計上し、平成9年3月期から平成13年3月期までの各事業年度において損金に算入している。

イ しかし、本件丁役員報酬は、丁の知らない間に原告Aの役員に就任した丁に対する支出であり、役員就任後も丁は原告Aにおいて業務を行っておらず、原告Aの経営にも参加していないにもかかわらず支給されたもので、丁が知らない間に原告Aの役員を退任させられたこ

とにより終了している。そして、本件丁役員報酬は、乙が実の弟D及び妹戊が取得するH（以下「H」という。）の相続財産が養子である甲よりも少ないものとなることに対する見返り料及び口止め料としての性質のものである。

ウ したがって、本件丁役員報酬は、原告Aの損金となる役員報酬ではないところ、丁に対する役員報酬であるかのごとく仮装した架空の支出であるから、原告Aの損金の額に算入できないことは明らかである。

（原告Aの主張）

ア 原告Aは、本件丁役員報酬を、丁が取締役として経営責任を負うことへの対価として支払ったものである。

また、丁は、税理士事務所に勤務し、会計知識を有しているとともに、女性から見て魅力的な住宅についてのアドバイスをしていた。

イ したがって、本件丁役員報酬は、架空のものではない。

(3) 争点(1)ウ（原告Aが損金の額に算入したCに係る主要材料費は架空のものか）について
（被告の主張）

ア 原告Aは、Cに対して支払った平成9年9月1日付けの500万円及び同月30日付けの666万円がCに対する口銭の見直しに伴う支払であるとして、平成10年3月期における主要材料費（以下「本件主要材料費」という。）として総勘定元帳及び決算書に計上し、平成10年3月期の法人税の損金の額に算入している。

イ しかし、本件主要材料費が、Cの代表取締役I（以下「I」という。）が乙から借り入れた借入金（以下「本件I貸付金」という。）を、あたかも原告AとCとの間の取引が存在したかのように装い、乙の指示の下、Iが架空の請求書及び架空の領収証を作成したものであり、金銭の貸借という取引を損益取引であるかのように仮装した架空の取引によるものであることは明らかである。

ウ したがって、本件主要材料費は原告Aの損金の額に算入することはできない。

（原告Aの主張）

原告Aは、平成9年夏ころ、Cの代表取締役であるIから、過去の建築資材に係る口銭の見直しを求められたため、口銭を見直した結果、不足していた1166万円を支払ったものであり、本件主要材料費は架空のものではない。

(4) 争点(1)エ（原告Aが損金の額に算入した乙に係る賞与は損金算入できない役員賞与に該当するものであるか）について

（被告の主張）

ア 原告Aは、乙に対して、平成9年3月期に420万円、平成10年3月期に570万円、平成11年3月期に170万円、平成12年3月期に200万円及び平成13年3月期に290万円の賞与を支給したとして、各事業年度の総勘定元帳及び決算書に計上し、損金に算入している（以下、同賞与を併せて「本件乙賞与」という。）。)

イ しかし、乙は原告Aの役員に該当し、原告Aが平成9年3月期から平成13年3月期までの各事業年度において乙に支給した本件乙賞与は役員賞与であることは明らかであるから、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入を定める法人税法35条1項の規定により、これを原告Aの損金に算入することはできない。

（原告Aの主張）

乙は、商業登記上、原告Aの取締役として登記されていないばかりか、原告Aの職制上の地位も持たないから、原告Aの役員ではない。

(5) 争点(1)オ（本件A青色取消処分の適法性）について

（被告の主張）

ア 原告Aが丙に対し支給したとする本件丙給与は架空のものであるところ、原告Aが、平成8年3月期に1080万円、平成9年3月期に1720万円、平成10年3月期に1080万円、平成11年3月期に1180万円、平成12年3月期に1266万円及び平成13年3月期に796万8000円の給与をあたかも支給したかのように総勘定元帳及び決算書に計上し、損金に算入した上で法人税を過少に申告していたことは明らかである。

イ したがって、原告Aが、架空である本件丙給与につき、平成8年3月期において帳簿書類に記載したことは、法人税法127条1項3号に規定する青色申告の承認の取消事由に該当することが明らかであるから、本件A青色取消処分は適法である。

（原告Aの主張）

ア 本件丙給与は、原告Aが丙を雇用し、その正当な労働の対価として支払われたものであり、架空のものではない。

イ したがって、原告Aが平成8年3月期において架空の本件丙給与を記載したという事実はないから、本件A青色取消処分は違法である。

(6) 争点(2)ア（原告Bが損金の額に算入した丙に係る外注加工費及び土地取得経費は架空のものか）について

（被告の主張）

ア 原告Bは、本件B各事業年度において、丙に対する外構工事費用を外注加工費、土地取得経費及び期首未成工事原価の勘定科目により総勘定元帳（乙ロ27から31まで）及び決算書に計上し、本件B各事業年度における法人税の損金の額に算入するとともに、これに係る消費税等の額について、本件各課税期間における控除対象仕入税額（以下「仕入税額控除」という。）の対象としている（以下、同外注加工費（期首未成工事原価勘定により損金の額に算入されたものを含む）及び同土地取得経費を併せて「本件外注費等」という。）。

イ しかし、丙は、本件外注費等に係る役務提供を行っていないにもかかわらず、原告BとJとの直接取引であった外構工事取引（以下「本件外構工事」という。）の間に入り、乙の指示に基づき、本件外注費等に係る原告Bあての請求書（乙ロ32の1から32の79まで。以下「本件外注費等請求書」という。）及び本件外注費等に係る原告Bあての領収証（乙ロ33の1から33の59まで。以下「本件外注費等領収証」という。）を作成することにより、乙が画策した原告Bの利益圧縮及び裏資金ねん出の手段に加担し、これに対する謝礼を乙から受け取っていた。

そして、J（以下「J」という。）は、本件外構工事について、丙の本件外構工事への介入後も、請求書及び領収証のあて名が原告Bから丙に変更されたことを除いて何ら変化がなかったことを理由に、一貫して原告BとJの直接取引であると認識していた。

また、原告らの工事部長であったL（以下「L」という。）は、本件外注費等請求書に記載された取引は尋常なものではなく、本件外構工事は原告BとJとの直接取引であると認識していたこと、及び、原告らの経理担当者であったM（以下「M」という。）も本件外構工事に係る取引関係に不信感を抱いていたことからすれば本件外構工事は、原告BとJとの間

で直接に取引されていたものということができる。

さらに、乙作成の本件外注費等請求書の下書きは丙の供述内容に符合していること、乙の指示による架空請求書の作成が常態化していたとみることができること、本件外構工事に係るJが作成した丙あての請求書（乙ロ35の1から35の15まで。以下「本件実際額請求書」という。）へのLの確認印があること、Lが作成した原告Bの各現場ごとの工事原価及び坪単価についての一覧表（乙ロ36の1から36の72まで。以下「L一覧表」という。）は本件実際額請求書に基づき作成されていること、加えて、本件実際額請求書には、Lの確認印を覆い隠すかのように丙のサインが記載されているものの、丙は乙が改ざんしたものと供述していること、丙名義預金口座の入出金状況から乙への資金還流がうかがわれることからしても、本件外構工事は原告BとJとの直接取引であり、原告Bは、丙を本件外構工事に介在させることにより本件外注費等取引に加担させたことは明らかである。

ウ したがって、本件外注費等は架空の原価であることが明らかであるから、原告Bの本件B各事業年度の法人税に係る損金の額及び本件各課税期間の消費税に係る控除対象仕入税額に算入することはできない。

（原告Bの主張）

ア 原告Bは、指南役あるいは管理監督的役割として、外構工事に丙の手数料分を上乗せして支払う条件の下、丙を雇用した。

本件外注費等請求書は、丙又は同人の妻が作成したものであり、乙が作成したものではない。

また、Jを下請に選んだのは丙であり、丙は従前からJの存在を知っていた。

さらに、原告Bは、丙が資金繰りに窮しており、その信用悪化のうわさが広まっていたことから、Jの依頼に基づき、丙がJに対して支払う請負代金を丙から預り、Jに支払っていた。

イ 被告は、原告Bが丙に対して支払った本件外注費等が乙に還流していた旨主張するが、これを裏付ける客観的証拠はない。

ウ したがって、本件外注費等は、建物工事に關する正当な経費であり、架空のものではない。

(7) 争点(2)イ（原告Bが損金の額に算入した戊に係る役員報酬及び給与並びにDに係る役員報酬は架空のものであり、乙に係る役員賞与であるか）について

（被告の主張）

ア 原告Bは、本件B各事業年度において、乙の実弟であるD及び実妹である戊に対する本件Dら役員報酬等を、役員報酬及び給与手当の勘定科目により総勘定元帳（乙ロ27から31まで）及び決算書に計上し、本件B各事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入している。

イ しかし、本件Dら役員報酬等は、D及び戊の役員という地位とは無関係に、また、支給原因となる職務執行もないままに、D及び戊に対する役員報酬であるかのごとく仮装された架空のものであり、その実態は、被相続人Hの相続（以下「本件相続」という。）に起因する乙の個人的な事情に基づきD及び戊に金員を交付するために臨時的に支出されたものであって、乙に対する役員賞与と認められるから、原告Bの法人税の所得金額の計算上、損金の額に算入することはできない。

（原告Bの主張）

ア 本件Dら役員報酬等は、D及び戊が取締役として経営責任を負うことへの対価として支払ったものである。

また、Dは、原告Bにおける経営のシステム化等に重要な役割を果たし、戊は、会計システムの導入等に貢献し、女性から見て魅力的な住宅についてのアドバイスをしていた。

イ 本件Dら役員報酬等は、本件相続とは無関係である。

ウ したがって、本件Dら役員報酬等は、架空のものではない。

(8) 争点(2)ウ（原告Bが損金の額に算入した原告Aに係る本件材料仕入れは架空のものか）について

（被告の主張）

ア 原告Bは、平成9年9月期において、原告Aからの本件材料仕入れについて、建物・材料仕入の勘定科目により総勘定元帳（乙ロ28）及び決算書に計上し、平成9年9月期における法人税の所得金額の計算上、損金の額に算入するとともに、これに係る消費税の額について、平成9年9月期における控除対象仕入税額に算入している。

イ しかし、原告Bにおける原告Aからの本件材料仕入れは、その前提となるCの本件主要材料費が架空のものであるから、当然に架空のものである。したがって、これを原告Bの法人税に係る損金の額及び消費税に係る控除対象仕入税額に算入することはできない。

（原告Bの主張）

ア 前記のとおり、原告Aは、Cの代表取締役であるIから、過去の建築資材に係る口銭の見直しを求められたため、口銭を見直した結果、不足していた1166万円を支払ったものであり、本件主要材料費は架空のものではない。

イ したがって、本件材料仕入れも架空のものではない。

(9) 争点(2)エ（原告Bが損金の額に算入したE及びFに対する立ち退き料は架空のものか）について

（被告の主張）

ア 原告Bは、神奈川県相模原市所在の土地5筆（以下「本件土地」という。）及び本件土地上に存する建物（以下「本件建物」といい、本件土地と併せて「本件物件」という。）を競売により取得したところ、本件物件を取得するに際し、E及びFに対して支払ったとする開発協力金及び立ち退き料（以下、これらを併せて「本件立ち退き料」という。）について、平成10年9月24日に前渡金勘定に計上した後、同年11月6日に土地仕入高勘定に振り替えることにより総勘定元帳に計上し（乙ロ29、30）、平成11年9月期における法人税の所得金額の計算上、損金の額に算入している。

イ しかし、本件物件の所有者であったE及び本件建物の居住者であったFが、いずれも本件立ち退き料の請求及び本件立ち退き料の受領をしていないことは明らかであり、また、Nが、本件立ち退き料を受領していないことも明らかである。

そして、本件立ち退き料の受取人とされるE及びFは、原告Bあての本件立ち退き料に係る領収証（以下「本件立ち退き料領収証」という。）の作成の事実を否定しているところ、Nは、自らが原告B又は乙に1億2000万円の借入れ（以下「本件N借入れ」という。）の申込みをした際、O（以下「O」という。）の指示を受け、本件N借入れに係る金銭の受領に関する領収証と認識して白紙段階の本件立ち退き料領収証に実父の氏名及び住所を記載して押印したこと、本件立ち退き料領収証に記載されているFの氏名及び住所はOが記載

していること、本件立ち退き料領収証に記載されている金額、ただし書、日付け及び原告Bのあて名は、乙の指示に基づき原告らの経理担当者であったP（以下「P」という。）が記載していることからすれば、原告Bは、本件物件を競売により取得することとなった同時期に、本件物件の所有者であったEの実子Nに融資をすることとなったため、当該融資の過程で、Nに於て名、金額、日付け及びただし書の記載のない不完全な領収証をE名義で作成させた後、同領収証をPに指示して補完記入させ、あたかも、本件物件に係る立ち退き料及び開発協力費の名目で支出をしたかのような本件立ち退き料領収証をねつ造したのであるから、本件立ち退き料が架空の原価であることは明らかである。

ウ したがって、本件立ち退き料は、原告Bの法人税の所得金額の計算上、損金の額に算入することはできない。

（原告Bの主張）

ア 本件立ち退き料は、本件物件の取得のために支払った正当な取引の対価であり、損金の額に算入することができるものである。

イ 原告Bの代表者である乙は、Nに対し、平成10年9月24日、Q銀行振出の3000万円の小切手（以下「本件小切手」という。）を渡し、本件小切手は、同月29日に現金化されている。そして、本件小切手授受の際に、本件立ち退き料領収証が作成されたものである。

(10) 争点(2)オ（本件B青色取消処分の適法性）について

（被告の主張）

ア 原告Bが丙に対して支払ったとする本件外注費等は架空のものであるにもかかわらず、原告Bが、本件B各事業年度において、これらを総勘定元帳（乙ロ27から31まで）及び決算書に計上するとともに、架空の請求書等を丙に作成させ、あたかも本件外注費等を支払ったかのように仮装し、損金の額に算入した上で法人税を過少に申告していたことは明らかである。

イ したがって、原告Bが、架空である本件外注費等につき、平成8年9月期において帳簿書類に記載したことが、法人税法127条1項3号に規定する青色申告の承認の取消事由に該当することは明らかであるから、本件B青色取消処分は適法である。

（原告Bの主張）

ア 原告Bが丙に対して支払った本件外注費等は、住宅建築に関する正当な経費であり、架空のものではない。

イ したがって、原告Bが平成8年9月期において帳簿書類に架空の本件外注費等を記載したことはないから、本件B青色取消処分は違法である。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)ア（原告Aが損金の額に算入した丙に係る給料手当及び賞与は架空のものか）について

(1)ア 原告Aが、平成8年3月期に1080万円、平成9年3月期に1720万円、平成10年3月期に1080万円、平成11年3月期に1180万円、平成12年3月期に1266万円及び平成13年3月期に796万8000円をそれぞれ丙に対する給料手当であるとして（本件丙給与）、また、平成10年3月期に670万円、平成11年3月期に250万円、平成12年3月期に470万円及び平成13年3月期に280万円をそれぞれ丙に対する賞与であるとして（本件丙賞与）、総勘定元帳及び決算書に計上し、法人税の所得金額の

計算上、損金の額に算入していることは、当事者間に争いがない。

イ しかし、証拠（乙イ1から4まで、6、7、25、乙ロ3、6、7、10、11、証人丙）によれば、丙は、平成7年ころから同12年12月下旬ころまで、毎月10日ころ、乙等から、現金約3万円を受け取っていたが、本件丙給与等は受け取っていなかったこと、丙は、同現金につき、自己の名前を使用して給料を支払ったことにしたことにに対する謝礼であると認識していたこと、丙が原告Aの事務所の席に着いて仕事をしたことはなく、原告らの現場監督として働いたこともなかったことがそれぞれ認められる。

ウ 以上の事実からすると、原告Aは、本件A各事業年度において、本件丙給与等を損金の額に算入しているものの、本件丙給与等は、架空のものであったといわざるを得ない。

(2)ア これに対し、原告Aは、丙が、管理監督者的従業員として勤務し、大工の手配、材料仕入れの手配等の仕事を行っていた旨主張し、これを裏付ける証拠として、Lの平成15年8月21日付け陳述書（甲イ30、ロ48）やPの同年11月2日付け陳述書（甲イ29）などを提出している。

イ しかし、Lの平成19年2月7日付け聴取書（乙ロ46）には、Lの前記陳述書の大半は乙が作成した虚偽の内容のものであり、丙と乙が早朝や夕方に定期的に打合せをしていたこと、仕事が終わった後によく丙らと一緒に飲みに行ったこと、丙が1週間に3日間原告らに来ていたこと、原告らの事務所に丙の机が設置されていたこと、丙が乙に対して現場管理の要領等を教えると言っていたこと、乙が丙のおかげでバラ発注をして利益を上げていると言っていたことなどの事実は虚偽である旨記載されており、また、Lは、前記陳述書が作成された当時、原告Bの社員であり、乙とは使用者と使用人の関係にあったから、同人の指示に逆らうことができなかつた旨などが記載されているのであって、さらに、同聴取書がLが原告らを退職した後に作成されたものであることを考慮すると、Lの前記陳述書を信用することはできない。

ウ また、Pの前記陳述書は、Pの質問てん末書（乙イ3、乙ロ6）が作成された後に作成されたものであり、同質問てん末書とその内容を異にするものであるところ、Lの前記聴取書には、本件訴訟のために作成した陳述書には、乙自身が作成したものか、あるいは乙が下書きした内容を清書させたものがあり、乙が下書きした内容を清書した陳述書を作成した者に対して、謝礼として現金を支払ったことがあったことなどが記載されていることからすると、Pの前記陳述書を直ちに信用することはできないといわざるを得ない。

(3)ア 原告Aは、丙には多額の公租公課が生じているところ、本件丙給与等が架空のものであり、丙が月3万円程度しか受け取っていないのであれば、丙には多額の公租公課の負担だけが生じることになるのであって、そのようなことに丙が関与しているというのは不合理である旨主張する。

イ しかし、この点につき、丙は、長年にわたり乙と知り合いであり、有限会社Bの監査役を務めたこともあったこと（乙イ1、25、乙ロ3）、丙は、乙に対し、公租公課の負担を依頼し、乙がその一部を負担したことがあること（乙イ1、2、証人丙）、丙は、過去に手形が不渡になったときに乙に助けてもらったと認識していたこと（乙イ1、2、証人丙）が認められることからすると、丙が経済的合理性以外の理由から関与していたことは十分に考えられるのであって、必ずしも経済的合理性が認められないからといって、直ちに丙が本件丙給与等を受け取っていなかったことが否定されるものではないというべきである。

(4) ア さらに、原告Aは、原告Aの売上げが平成8年ころから増大したのは、丙の貢献によるものであり、丙が原告Aの管理監督者的従業員として勤務し、大工の手配、材料仕入れの手配等の仕事を行っていたことの裏付けである旨主張する。

イ しかし、原告Aが主張するとおり、原告Aの売上げが平成8年ころから増大しているとしても、そのことから直ちに、丙が原告Bの管理監督者的従業員として勤務し、大工の手配、材料仕入れの手配等の仕事を行っていたことを裏付けることは困難であるから、原告Aの上記主張をにわかに採用することはできない。

(5) 原告Aは、上記主張のほか、丙が原告Aにおいて勤務していたことについて種々主張するが、いずれも前記認定を覆すに足りるものではないといわざるを得ない。

(6) 以上のことからすると、本件丙給与等は架空のものであったというべきである。

2 争点(1)イ（原告Aが損金の額に算入した丁に係る役員報酬は架空のものか）について

(1) ア 前記前提事実のとおり、Dの妻である丁は、平成9年2月1日から同12年8月1日までの間、原告Aの取締役として登記されていたところ、原告Aが、平成9年3月期に100万円、平成10年3月期に1100万円、平成11年3月期に600万円、平成12年3月期に600万円及び平成13年3月期に250万円をそれぞれ丁に対する役員報酬（本件丁役員報酬）であるとして、総勘定元帳及び決算書に計上し、法人税の所得金額の計算上、損金の額に算入していることは、当事者間に争いが無い。

イ ところで、役員報酬を損金の額に算入することができるのは（平成18年法律第10号による改正前の法人税法34条参照）、それが役員 of 法人に対する役務提供の対価としての性質を有するからであると解すべきであることからすると、法人に対する役務提供の対価とは無関係に役員報酬名下に支出されたものについては、これを役員報酬として損金の額に算入することはできないというべきである。

そこで、本件丁役員報酬が役員報酬としての上記性質を有するか否かについて検討する。

(2) 前記前提事実に加え、証拠（該当箇所に付記したもの）及び弁論の全趣旨によると、以下の事実が認められる。

ア 丁は、平成3年以降、原告Aの取締役として登記されていた期間も含め、義兄のR税理士が経営するR税理士事務所において勤務していた。（乙イ8、乙ロ16）

イ 平成9年1月9日に乙、D及び戊の実母であるHが死亡したところ、その直前である同8年12月2日に、乙の妻である甲がHの養子となった。本件相続により相続人らが取得した相続財産は以下のとおりであり、本件相続により甲が取得した相続財産は、実子であるD及び戊が取得した相続財産よりも多かった。（甲イ62、甲ロ66、乙イ8、乙ロ16）

(ア) G 4億9694万6503円

(イ) 乙 1億1266万1858円

(ウ) D 1億0605万0933円

(エ) 戊 8053万3437円

(オ) 甲 1億1974万1245円

ウ 丁は、Hが死亡した後である平成9年1月13日ころ、乙から、「役員として給料出すから」と言われた。（乙イ9、乙ロ17）

エ 丁は、平成9年2月1日から同12年8月1日までの間、原告Aの取締役として登記されていた。

オ(ア) 丁は、原告Aの取締役であった当時、1箇月に1回程度、原告Bに管理を委託していたD所有のアパートに関する用件で原告Bを訪れた際、乙に対し、「台所のシンクは2つも要らない」、「システムキッチンに食器洗い機を付けると便利である」などの台所等についてのアドバイスを口頭でしていたが、そのほかに役員としての仕事はしていなかった。

(乙イ4、5、7から10まで、乙ロ7、8、11、16、17、原告B代表者)

(イ) また、丁は、原告Aの取締役であった当時、原告Aの取締役会に出席したこともなかった。(乙イ9、10、乙ロ17)

カ 丁は、前記アドバイスをしたことにより給料をもらっているとは思っておらず、本件相続により乙の妻である甲がDや戊よりも多額の遺産を相続したことについて、乙が、後ろめたい気持ちがあったため、その見返りか口止め料として本件丁役員報酬を支給したものと認識していた。(乙イ8、9、乙ロ16、17)

(3)ア 以上の事実からすると、本件丁役員報酬は、丁が取締役として原告Aに対してした役務提供の対価であるということではできず、本件相続に伴い乙が丁に対して支給することとした財産的給付を、原告Aの役員報酬の支払であるかのように装い、原告Aが乙に代わって支出したものと認めるのが相当である。

イ そして、後述のとおり、乙は原告Aの役員に該当すると認められるから、本件丁役員報酬は、乙に対する役員賞与であるというべきである。

(4)ア これに対し、原告Aは、本件丁役員報酬は丁が取締役として経営責任を負うことの対価であるから、役員報酬として損金の額に算入することができる旨主張しているものと解される。

イ しかし、役員報酬は単に取締役等が負うべき損害賠償責任等の対価であるに止まらず、前示のとおり、役務提供の対価であるというべきであるから、原告Aの上記主張を採用することはできない。

(5) また、原告Aは、丁の質問てん末書は、同人に対する利益誘導の結果作成されたものであるから信用できない旨主張し、これに反するDの陳述書(甲ロ94)を提出するが、丁に対する利益誘導があったことを裏付けるに足る証拠はなく、その一方で、同質問てん末書の内容は、詳細かつ具体的であり、合理性があるものであるから、原告Aの主張を採用することはできず、上記Dの陳述書を信用することもできない。

(6) 以上のことからすると、原告Aは、本件丁役員報酬を原告Aの損金の額に算入することはできないものというべきである。

3 争点(1)ウ(原告Aが損金の額に算入したCに係る主要材料費は架空のものか)について

(1) 原告Aが、Cに対して平成9年9月1日付けで支払った500万円及び同月30日付けで支払った666万円がCに対する口銭の見直しに伴う支払であるとして、本件主要材料費を平成10年3月期において総勘定元帳及び決算書に計上し、平成10年3月期の法人税の所得金額の計算上、損金の額に算入していることは、当事者間に争いがない。

被告は、原告Aが、あたかも原告AとCとの間の取引が存在したかのように装い、Iが架空の請求書及び架空の領収証を作成し、本件I貸付金を本件主要材料費と仮装したものである旨主張することから、この点について検討する。

(2) 前記前提事実に加え、証拠(該当箇所に付記したもの)及び弁論の全趣旨によると、以下の事実が認められる。

ア Iは、昭和61年又は同62年ころ、銀行から乙を紹介され、原告Bの下請をするようになった。そして、平成5年か同6年ころからは、原告らに対し、木材やドア等の住宅設備を販売するようになった。(乙イ11、乙ロ18、60、証人I)

イ Iは、平成9年7月ころ、韓国人パブでホステスとして稼働していた知人の韓国人女性の母親(以下「本件韓国人女性」という。)から、900万円か950万円を貸してほしいと頼まれた。しかし、Iは、自ら金銭を工面することができなかったため、同年8月ころ、乙に借金を申し込んだところ、同人から承諾を得たが、その際、同人から、架空の請求書及び領収証の作成を依頼された。(乙イ11、12、乙ロ18、19、60)

ウ そこで、Iは、架空の平成9年7月31日付けの500万円の請求書(甲イ64の1、甲ロ85の1、乙イ23の1、乙ロ39の1)及び同年8月31日付けの666万円の請求書(甲イ64の2、64の3、甲ロ85の2、85の3、乙イ23の2、乙ロ39の2。以下、これらの請求書を併せて「本件I請求書」という。)並びに架空の同年9月1日付けの500万円の領収証(甲イ65の1、甲ロ86の1、乙イ24の1、乙ロ40の1)、同月30日付けの500万円の領収証(甲イ65の2、甲ロ86の2、乙イ24の2、乙ロ40の2)及び同日付け166万円の領収証(甲イ65の3、甲ロ86の3、乙イ24の3、乙ロ40の3。以下、これらの領収証を併せて「本件I領収証」という。)を作成し、同月ころ、原告Bの事務所において、乙から本件I貸付金を受領した際、乙に対し、これらを交付した。(乙イ11から13まで、乙ロ18から20まで、60、証人I)

(3) 以上の事実によれば、本件主要材料費は、架空の取引に基づく架空のものといわざるを得ない。

(4)ア これに対し、原告Aは、平成9年夏ころ、Iから、緊急に1000万円から1100万円を用意できないと大変なことになるので、従来原告AがCから建築資材を仕入れるに当たり、通常15%程度である口銭を、原告Aに対しては3%から5%程度に抑えていたので、過年度分の建築資材の口銭を15%で計算し直して、その差額を支払ってもらいたい旨の相談を受けたことから、それに応じて支払ったものである旨主張し、これを裏付ける証拠として、原告Bが同年9月1日に振り出した額面500万円の小切手(甲イ70の1、70の2、甲ロ91の1、91の2)及び同年10月1日に振り出した額面666万円の小切手(甲イ71の1、71の2、甲ロ92の1、92の2)を提出する。

イ しかし、証拠(乙ロ52)によれば、平成9年当時、Cの原告Aに対する販売価格には、①定価に対して、一定の割合を乗じた価格を仕入価格とし、その一定の割合に更に一定のポイントを上乗せした割合を乗じた価格を販売価格とするものと、②1坪当たりの単価など最小単位に対する単価を基に販売価格とするものがあったことが認められるのであって、原告Aが主張するような3%から5%の口銭という販売価格の決定方法とは異なっている。また、同年夏ころに原告Aに対する販売価格の見直しがされたのであれば、それ以降は同販売価格の引き上げがされていてしかるべきところ、それ以降においても販売価格の引き上げがされたことをうかがうことができない。そうすると、原告Aの上記主張をにわかに採用することはできない。

(5)ア また、証拠(乙イ11、12、乙ロ18、19、51、証人I)によれば、Cにおいては、通常Cの事務員であるSが請求書を作成するところ、本件I請求書に記載されている筆跡は他の請求書と異なっており、Iが記載したものと認められること、Lは、見積金額と請

求書に記載されている金額とを照合し、照合後に「L」の押印又は「L」のサインをしていたことが認められるところ（乙イ4、7、乙ロ7、11）、本件I請求書にはLの印影やサインが見当たらないこと、証拠（甲イ65の1、65の2、149、151、甲ロ86の1、86の2、乙イ11、24の1、24の2、乙ロ18、40の1、40の2、証人I）によれば、本件I領収証は、Cが通常使用している領収書とその体裁が異なっていることが認められること、前示のとおり、Iは、本件主要材料費が架空のものであることを一貫して供述しており、本件訴訟においても証言していることからすると、Iの供述及び証言は信用できるといふべきであって、これら事実を照らすと、原告Aの主張を採用することは困難である。

イ そうすると、前記小切手が存在しており、それが現金化されているとしても、そのことをもって、直ちに本件主要材料費が口銭を見直したものであるとの原告Aの主張を採用することはできない。

(6) ア さらに、原告Aは、本件I貸付金の金額が不明確であり、またその返済について証拠がないから、被告の主張が不合理である旨主張する。

イ 確かに、本件I貸付金の金額についてはあいまいな点があることは否定し難いものの、本件I貸付金に係る契約書等が作成されておらず、Iは乙から借りた現金をそのまま本件韓国人女性に貸し付けていること（乙イ11、乙ロ18、証人I）、Iが本件韓国人女性に対し平成9年9月ころ本件I貸付金を貸し付け、本件韓国人女性から大韓民国の不動産権利証と思われる書類を担保として受領していること（乙イ11、乙ロ18）、Iが本件韓国人女性から「Z」名義でI名義の銀行預金口座に振り込む方法により171万円の返済を受けたこと（乙イ11、乙ロ18、56、57、証人I）、Iが乙に対し、上記本件韓国人女性からの返済金と、不足分については自己の金銭をもって、平成9年10月から毎月32万円ずつ本件I貸付金を返済したが、本件韓国人女性からの返済が止まったことから、平成10年5月11日、Cから728万円を借り入れ、これを乙に返済したこと（乙イ11、13、乙ロ18、20、56、証人I）が認められることからすると、本件I貸付金の存在及びその返済の事実が認められるといふべきであって、原告Aの上記主張を直ちに採用することはできない。

(7) 以上のことからすると、本件主要材料費は、架空の取引に基づく架空のものであり、これを原告Aの損金の額に算入することはできないといふべきである。

4 争点(1)エ（原告Aが損金の額に算入した乙に係る賞与は損金算入できない役員賞与に該当するものであるか）について

(1) 原告Aが、乙に対して、平成9年3月期に420万円、平成10年3月期に570万円、平成11年3月期に170万円、平成12年3月期に200万円及び平成13年3月期に290万円の賞与（本件乙賞与）を支給したとして、総勘定元帳及び決算書に計上し、原告Aの法人税の所得金額の計算上、損金の額に算入していることは、当事者間に争いが無いところ、被告は、本件乙賞与が損金の額に算入することができない役員賞与である旨主張することから、この点について検討する。

(2) ア 平成14年法律第45号による改正前の法人税法2条15号は、役員とは、法人の取締役、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している者のうち政令で定めるものをいう旨規定しており、これを受けて、平成18年政令第125号による改正前の法人税法施行令7条1号は、上記政令で定める者とは、職制上使用人としての

地位のみを有する者以外の者でその法人の経営に従事しているものをいう旨規定している。

イ そして、前記前提事実及び証拠（乙イ15、原告B代表者）によれば、原告Aの代表取締役は、昭和62年5月26日の設立以降乙が務めていたが、平成7年8月1日に乙の妻である甲が就任したこと、乙はその後会長職に就いたこと、乙が会長職に就いた後も、原告Aの運営形態に変更はなく、原告Aのすべての取引における決定権、従業員の採用及び給与等の決定権等は乙にあって、乙が原告Aの実質的な経営者であることが認められ、原告A及び乙自身も乙が実質的な経営者であることを自認していることからすると、乙は、「職制上使用人としての地位のみを有する者以外の者でその法人の経営に従事しているもの」であるといえることができる。

ウ また、仮に、乙が「職制上使用人としての地位のみを有する者以外の者」であるか否かという点を描くとしても、前記前提事実のとおり、原告Aの株主は、本件A各事業年度中においては、乙及び甲の2名であり、発行済株式総数200株のうち166株を乙が、34株を甲がそれぞれ保有しており、乙の持株割合は100分の83であるから、乙は、平成18年政令第125号による改正前の法人税法施行令7条2号に該当するものであることが認められる。

- (3) 以上のとおり、乙は原告Aの役員であり、本件乙賞与は、法人税法35条1項所定の役員賞与に該当するというべきであるから、本件乙賞与を原告Aの法人税の損金の額に算入することはできない。

5 争点(1)オ（本件A青色取消処分の適法性）について

- (1) 前記1のとおり、本件丙給与等は架空のものであることが認められるところ、前示の事実及び弁論の全趣旨によれば、原告Aが、本件丙給与等が架空のものであるにもかかわらず、本件A各事業年度において、あたかも本件丙給与等を支給したかのように装って、総勘定元帳及び決算書に計上し、原告Aの法人税の所得金額の計算上、損金の額に算入して、法人税を過少に申告していたことが認められる。

したがって、原告Aには、平成8年3月期に係る帳簿書類の記載につき、法人税法127条1項（平成12年法律第97号による改正前のもの）3号所定の青色申告の承認の取消事由に該当する事実があるといえることができるから、本件A青色取消処分は適法である。

- (2) そして、本件A青色取消処分が適法であるとする、原告A平成8年3月期法人税確定申告書、原告A平成9年3月期法人税修正申告書、原告A平成10年3月期法人税確定申告書、原告A平成11年3月期法人税確定申告書、原告A平成12年3月期法人税確定申告書及び原告A平成13年3月期法人税確定申告書は、それぞれ青色申告書以外の申告書とみなされ、青色申告に係る更正の理由附記の規定（平成14年法律第79号による改正前の法人税法130条2項）が適用されないこととなる。

したがって、本件A各更正について、更正の理由附記がないことを理由に違法であるといえることはできない。

6 争点(2)ア（原告Bが損金の額に算入した丙に係る外注加工費及び土地取得経費は架空のものか）について

- (1) 原告Bが、本件B各事業年度において、丙に対する本件外注費等を外注加工費、土地取得経費及び期首未成工事原価の勘定科目により総勘定元帳及び決算書に計上し、本件B各事業年度における法人税の損金の額に算入することにも、これに係る消費税等の額について、本件各

課税期間における仕入税額控除の対象としていることは、当事者間に争いがないところ、被告が、本件外注費等が架空のものである旨主張していることから、この点について検討する。

(2) 証拠(乙イ25、64、乙ロ1から5まで、32の1から32の79まで、33の1から33の59まで、34の1、34の2、35の1から35の15まで、46、48、証人丙)及び弁論の全趣旨によると、次の事実が認められる。

ア 原告BとJとは、平成7年ころから直接取引をしていたところ、乙は、Jに対し、同年終りころから同8年初めころ、外構工事について、見積書、請求書及び領収証を丙あてに作成して、原告Bに提出するよう指示し、また、そのころ、丙に対し、原告BとJの間に丙が入り、原告Bから丙へ、丙からJへそれぞれ外注に出すという形にするよう指示をした。

イ Jは、原告Bから本件外構工事を受注し、本件外構工事を行っていたが、原告Bに対し、あて名を丙とする本件実際額請求書及び領収証(以下「本件実際額領収証」という。)を作成して提出した。なお、丙は、原告Bに対して平成9年4月26日付けでした請求に係る工事以後、原告Bから工事を受注したことはなかった。

ウ 乙は、Jから本件実際額請求書を受領すると、それを基に、本件実際額請求書と現場名は同一であるが、金額を水増しした本件外注費等請求書の下書きを作成し、その後、丙を原告Bの事務所へ呼び出し、丙に対し、同下書き及び本件実際額請求書を交付するとともに、同下書きどおりに本件外注費等請求書を作成するよう指示をした。

エ 丙は、乙から交付された前記下書きを自宅へ持ち帰り、丙又は丙の妻が、そのとおりの内容の本件外注費等請求書を作成し、丙が、原告Bに対し、翌月の3日ころまでに原告Bの事務所において本件外注費等請求書を提出した。

(3) ア 以上の事実によれば、本件外注費等は、架空の取引に基づく架空のものといわざるを得ない。

イ そして、このことは、次の事実からも裏付けることができるというべきである。

(ア) 本件外注費等請求書の一部(乙ロ32の78、32の79)と全く同一の内容の乙が作成した下書き(乙ロ34の1、34の2)が存在しており、この請求書に係る水増し請求の事実については原告Bも自認していること。

(イ) Lが、外注先名を記載して各外注先ごとの見積金額を一覧表にしたもの(L一覧表(乙36の1から36の72まで))を各工事現場ごとに作成していたことは、当事者間に争いがないところ、L一覧表には、外構工事を行う外注先としてJが記載されていること、及び、前示のとおり、Lは、外注先から提出された請求書と見積金額(L一覧表)とを照合し、確認できた場合には、「L」のサイン又は「L」の押印をしていたところ、Jが作成した丙あての請求書である本件実際額請求書には、「L」のサインがあるもの(乙ロ35の8から35の10まで、35の15)があること(もともと、本件実際額請求書には、「L」の印影が塗りつぶされたと思われるものや、「L」の印影の上から「丙」のサインが上書きされたものがあり(乙ロ35の1、35の5、35の11から35の14まで)、本件実際額請求書のチェックをLがしていたことを隠ぺいしようとした形跡がうかがえる。)からすると、LがJを外構工事を行う外注先として管理していたことが認められること。

(ウ) 原告Bの経理事務を担当していたMが、Jから丙あての本件実際額請求書を受け取り、その請求金額を月末にJに支払い、丙あての本件実際額領収証を受け取っていた旨供述し

ており、また、Jと丙との取引が他の取引とは異なるものであると思っていた旨供述していること（乙イ5、6、乙ロ8から10まで）。

（エ） 原告BとJは、平成12年末ころには、再び直接取引をするようになったが、丙が介在していた期間におけるJの丙に対する請求単価と、その後直接取引になった後のJの原告Bに対する請求単価とは、変わりがなかったこと。（乙ロ4、5）

（4）ア これに対し、原告Bは、丙の質問てん末書に記載された供述内容は信用できないとして、これに反する内容の丙の陳述書（甲イ25、甲ロ25）を証拠として提出している。

イ しかし、丙は、本件訴訟の証人尋問において、上記陳述書を自ら作成したことを明確に否定する旨の証言をしているのみならず、Jに対して工事代金を支払ったことについても明確に否定する旨の証言をしていることからすると、上記陳述書を採用するとはできない。

（5）ア また、原告Bは、Jの質問てん末書に記載された供述内容は信用できないとして、これに反する内容のJの各陳述書（甲イ77、甲ロ26、27、104）を証拠として提出している。

イ しかし、Jの質問てん末書に記載された供述は、丙の質問てん末書に記載された供述内容等とほぼ一致しており、丙の証言にもおおむね一致しているところ、その一方で、Jの上記各陳述書は、相互にその内容が食い違っている部分があるのみならず、Jは依然として原告Bの下請業者であり、原告Bとの取引が継続していることがうかがわれ、また、前示のとおり、Lの聴取書（乙ロ46）には、本件において原告らが提出した陳述書は、乙が自ら作成したものであるか、あるいは同人が下書きをしたものであり、下職に対して陳述書作成に対する謝礼金を支払ったことがある旨の記載があることからすると、Jの上記各陳述書をにわかに信用することはできない。

（6）ア さらに、原告Bは、乙がした請求書の下書きは、前記（3）イ（ア）の下書きだけである旨主張し、これに沿った乙の陳述書（甲ロ101）及び原告B代表者の供述があるが、上記供述にはあいまいな部分があることからすると、原告Bの主張をにわかに採用することはできない。

イ また、原告Bは、Lは事務仕事が苦手であり、請求書のあて先が原告Bか丙かを意識せず、Jが原告Bの下請か孫請かも理解しておらず、また、L一覧表の作成や請求書へのチェックが無用な作業であったと主張しており、これに沿った乙の陳述書（甲ロ101）及び原告B代表者の供述がある。

しかし、原告Bの主張及び上記各供述の内容は、Lが「痴呆症と思われる症状」を有しており、平成12年から同13年ころから、「何を言っているのかよく聞き取れない」状態となり、下職から「しょっちゅうクレーム」があったというものであるが、原告らが自己の主張を裏付ける証拠として提出しているLの陳述書（甲イ30、甲ロ48）は同15年8月21日付けで作成されたものであること、原告Bは、Lが上記のような状態にあることについて、本件訴え提起以降特段の主張立証をしておらず、かえって、上記Lの陳述書を証拠として提出したり、「丙の紹介で平成8年9月にBに入社し、その後原告の社員をも兼務するようになったLが現場管理の専門家として成長し」た旨の主張をしていたところ（原告ら訴状）、同19年2月7日付けLの聴取書（乙ロ46）が提出されるや、にわかに同年3月16日付けの乙の上記陳述書を提出し、Lが上記のような状態にあることを主張するに至ったことからすると、原告Bの前記主張を採用することはできない。

- (7) 原告Bは、上記主張のほか、本件外注費等が架空のものではないことについて主張するが、いずれも前記認定を覆すに足りるものではない。
- (8) 以上のことからすると、本件外注費等は、架空の取引に基づく架空のものといわざるを得ない。
- 7 争点(2)イ（原告Bが損金の額に算入した戊に係る役員報酬及び給与並びにDに係る役員報酬は架空のものであり、乙に係る役員賞与であるか）について
- (1) ア 原告Bが、本件B各事業年度において、本件Dら役員報酬等を、役員報酬及び給与手当の勘定科目により総勘定元帳及び決算書に計上し、原告Bの法人税の所得金額の計算上、損金の額に算入していることは、当事者間に争いが無い。
- イ 前示のとおり、役員報酬を損金の額に算入することができるのは、それが役員の法人に対する役務提供の対価としての性質を有する場合であり、法人に対する役務提供の対価とは無関係に役員報酬名下に支出されたものについては、これを役員報酬として損金の額に算入することはできないというべきであるから、本件Dら役員報酬等が上記役員報酬としての性質を有するか否かについて検討する。
- (2) 前記前提事実に加え、証拠（該当箇所に付記したもの）及び弁論の全趣旨によると、以下の事実が認められる。
- ア Dについて
- (ア) Dは、平成7年4月20日に有限会社Tを設立し、代表取締役役に就任した。（甲イ47、甲ロ50、乙ロ12）
- (イ) Dは、平成8年7月ころ、Hの余命が半年である旨医師から聞いた際、そこに同席していた乙に対し、相続税について相談したところ、乙から、「支払い金額が何千万円単位になるから、お前じゃ払えないだろう。」と言われた。（乙ロ12、13）
- (ウ) Dは、平成8年末ころ、乙から、「役員にならないか。役員になれば毎月の給与をあげられるから。」と言われたことから、乙が相続税の納付を援助するために役員報酬という形で資金援助をしてくれるものと思い、乙の申入れを承諾した。（甲ロ94、乙ロ12、13）
- (エ) Dは、平成8年12月1日から同13年8月10日までの間、原告Bの取締役役として登記されていた。（前記前提事実）
- (オ) Dは、原告Bの取締役役であった当時、自らが代表取締役を務める有限会社Tが請け負っている仕事を、東京都港区において、毎週月曜日から金曜日までの毎日午前9時から午後5時45分までしており、原告Bの仕事をしたことはなく、また、原告Bの取締役会に出席したこともなかった。（乙ロ12、13）
- (カ) a Dが役員報酬を受領するために使用していたD名義の銀行預金口座には、平成9年2月以降同10年1月までは、役員報酬として、月額100万円から源泉徴収税額としてその10%が控除された後の月額90万円が入金されていたが、同年2月以降は、その額が月額50万円に減額された。（甲イ56、甲ロ60、乙ロ12）
- b Dは、原告Bの役員報酬が月額100万円から50万円に減額されたことにつき、その理由を乙から聞いていないが、もともと相続税の納付の援助のためにもらうようになった役員報酬であり、その相続税の納付も済んだためであるとの認識を有していた。（乙ロ12、13）

(キ) 本件相続によりDが納付すべき税額が3183万0700円である旨の相続税の申告書が平成9年11月6日に提出されたところ、同月5日に上記銀行預金口座から950万円が引き出されて他のD名義の銀行預金口座に入金され、そこから同月10日に同税額と同額の3183万0700円が引き出された。(甲イ56、57、甲ロ60、61)

イ 戊について

(ア) 戊は、平成3年3月までは横浜市に居住していたが、同月に福島県須賀川市へ転居して以降、現在に至るまで同市に居住している。(乙ロ15)

(イ) 戊は、乙から依頼を受け、原告Bの取締役役に就任し、平成7年10月12日から同12年9月30日までの間、原告Bの取締役役として登記されていた。(前記前提事実、乙ロ14、15)

(ウ) 戊は、本件B各事業年度において、福島県須賀川市に居住してパートタイマーとして稼働しており、取締役役として原告Bの仕事をしたことはなかった。(乙ロ14、15)

(エ) a 戊が役員報酬等を受領するために使用していた戊名義の銀行預金口座には、平成8年11月に180万円が入金されて以降、同10年1月までは、同人に対する役員報酬等として月額100万円から源泉徴収税額としてその10%が控除された後の月額90万円が入金されており、また、同年2月以降同12年10月までは、月額35万円から源泉所得稅相当額としてその10%が控除された後の月額31万5000円が入金されていた。(甲イ58、甲ロ62)

b 上記口座の通帳は、当初戊の父であるGが管理していたが、その後、乙が管理するに至っており、戊自身はその入出金について明確に把握していなかった。(乙ロ14、15)

(オ) a 戊は、本件相続に係る相続税の申告及び納付をG及び乙に任せており、乙から、相続税は上記銀行預金口座から引き落とししておく旨聞かされた。(乙ロ14、15)

b 本件相続により戊が納付すべき税額が2203万6600円である旨の相続税の申告書が平成9年11月6日に提出され、上記銀行預金口座から同月10日に同税額と同額の2203万6600円が引き出された。(甲イ58、62、甲ロ62、66)

(3) ア 以上の事実からすると、D及び戊は原告Bの取締役役としてその業務に関与していなかったというべきであるから、本件Dら役員報酬等がD及び戊が原告Bに対してした役務提供の対価であるということとはできないというべきである。

イ そして、前記認定事実に加え、戊が甲をHの養子としたことについて不満を持っていたこと(乙イ9、乙ロ15、17)、前記2で述べたとおり、本件相続により乙の妻である甲が取得した相続財産が、実子であるD及び戊が取得した相続財産よりも多かったこと、丁が本件丁役員報酬について、本件相続に係る見返りか口止め料であると認識していたなどの事実を併せ考慮すると、本件Dら役員報酬は、乙が、D及び戊が負担することになる相続税の援助として、及び、甲が取得した相続財産がD及び戊が取得した相続財産よりも多かったことによる代償措置として、D及び戊に対して支出することとした財産的給付につき、これを原告Bの役員報酬等の支払であるかのように装い、原告Bが乙に代わって支出することとしたものと認めるのが相当である。

ウ そうすると、本件Dら役員報酬等は、D及び戊に対する役員報酬等であるということとはできず、乙に対する役員賞与であるというべきである。

(4) ア これに対し、原告Bは、本件Dら役員報酬等はD及び戊が取締役として経営責任を負うことの対価であるから、役員報酬として損金の額に算入することができる旨主張しているものと解される。

イ しかし、前示のとおり、損金算入することができる役員報酬は、単に取締役等が負うべき損害賠償責任等の対価であるに止まらず、それが当該役員の法人に対する役務提供の対価としての性質を有するものでなければならないというべきであるから、原告Bの上記主張を採用することはできない。

(5) ア また、原告Bは、D及び戊が贈与税の課税を受けていないことを理由に、D及び戊の質問てん末書が同人らに対する利益誘導の結果作成されたものであり信用性がない旨主張し、Dの質問てん末書に反する内容のDの陳述書（甲ロ94）を提出する。

イ しかし、D及び戊が贈与税に係る課税処分を受けていないとしても、そのことから直ちに同人らに対する利益誘導があり、同人らの供述が信用できないものであるとはいえないから、原告Bの主張をにわかに採用することはできず、また、D及び戊の質問てん末書の内容は、詳細かつ具体的であり、合理性が認められることからすると、本件訴え提起後に作成されたDの上記陳述書をにわかに信用することもできない。

(6) 以上のことからすると、本件Dら役員報酬等は架空のものであり、乙に係る役員賞与であるというべきであるから、これを原告Bの法人税の所得金額の計算上、損金の額に算入することはできないものというべきである。

8 争点(2)ウ（原告Bが損金の額に算入した原告Aに係る本件材料仕入れは架空のものか）について

(1) 原告Bが、平成9年9月期において、原告ホームフロンティアに係る本件材料仕入れについて、建物・材料仕入の勘定科目により総勘定元帳及び決算書に計上し、平成9年9月期における法人税の所得金額の計算上、損金の額に算入するとともに、これに係る消費税の額について、平成9年9月期における控除対象仕入税額に算入していることについては、当事者間に争いはない。

(2) しかし、本件材料仕入れは、本件主要材料費に原告Aの利益を上乗せしたものであるところ、前記3のとおり、本件主要材料費は架空の取引に基づく架空のものであると認められるから、本件材料仕入れも架空のものであるといわざるを得ない。

(3) したがって、本件材料仕入れを、原告Bの法人税の所得金額の計算上、損金の額に算入することはできず、消費税に係る控除対象仕入税額に算入することもできない。

9 争点(2)エ（原告Bが損金の額に算入したE及びFに対する立ち退き料は架空のものか）について

(1) 原告Bが、本件物件を取得するに際し、E及びFに対して支払ったとする本件立ち退き料について、平成10年9月24日に前渡金勘定に計上した後、同年11月6日に土地仕入高勘定に振り替えることにより総勘定元帳に計上し、平成11年9月期における法人税の所得金額の計算上、損金の額に算入していることは、当事者間に争いがない。

これに対し、被告が本件立ち退き料は架空のものである旨主張することから、以下この点について検討する。

(2) 証拠（該当箇所に付記したもの）及び弁論の全趣旨によると、以下の事実が認められる。

ア Eは、本件物件を所有し、同人の長女の夫であるFは、昭和58年ころ、Eから本件建物

を無償で借り受け、本件建物に居住していた。(甲ロ69の1から69の5まで、70、乙ロ21、22、24)

イ(ア) Eは、債務者を株式会社U、根抵当権者をV株式会社(以下「V」という。)とする共同根抵当権及び債務者を株式会社W、根抵当権者をVとする共同根抵当権を、平成元年12月8日に本件土地に、同4年7月16日に本件建物に、それぞれ設定した。(甲ロ69の1から69の5まで、70)

(イ) Vは、本件物件につき、不動産担保権の実行の申立てをし、横浜地方裁判所は、平成5年12月13日、不動産担保権の実行の開始決定をした。(甲ロ69の1から69の5まで、70)

(ウ) 原告Bは、上記の不動産競売手続において、買受けの申出の保証(3755万4000円)を提供し、買受けの申出をしたところ、売却許可決定を受けたことから、代金から買受けの申出の保証を控除した残額である1億5021万6000円を納付し、本件物件の所有権を取得した。(甲ロ69の1から69の5まで、70、71、78、79)

ウ(ア) 本件立ち退き料領収証には、あて名欄に「B株式会社」、金額欄に「¥30,000,000」、ただし書欄に「他 開発協力金及び立ち退き料として」、日付欄に「10年9月24日」、領収者欄にE及びFの各住所及び氏名が記載され、押印がされている。(甲ロ74の1)

(イ) しかし、本件立ち退き料領収証のEに係る部分は、Nが、白紙の領収証に、Eの住所及び氏名を記載し、押印をしたものであり、本件立ち退き料領収証のFに係る部分は、Nが本件物件の前記根抵当権について相談していた司法書士であるOが、同領収証にFの氏名を記載したものである。また、本件立ち退き料領収証の金額欄、ただし書欄及び日付欄は、後に、乙の指示により、Pが記載したものである。(甲ロ100、乙イ3、乙ロ6、23、24、26、原告B代表者)

(ウ) Eは、本件立ち退き料を受領しておらず、また、Fも、本件立ち退き料を受領していない。(乙ロ21、22)

エ 本件建物に居住していたFは、Eの子であるNから、「うちの土地ではなくなったので出ていってほしい」と言われ、平成10年11月1日、本件建物を退去して、Eの自宅敷地内にある建物に転居し、その旨の届出をした。(甲ロ75、乙ロ21、22)

(3) 上記認定事実に加え、Eは本件物件の所有者であり、また、Fは義父であるEから本件建物を無償で貸与されていたのであって、買受人に対抗することができる権原により占有していると認められる者であるということとはできないから(民事執行法83条参照)、同人らに3000万円という高額の立ち退き料を支払う合理的理由は見いだし難いことからすると、本件立ち退き料は、架空のものであり、原告Bの法人税の所得金額の計算上、損金の額に算入することはできないものというべきである。

(4)ア これに対し、原告Bは、本件立ち退き料はFが経営していた文具店の営業補償、移転経費及び借家権価格を考慮したものであり、高額ではない旨主張する。

イ しかし、証拠(乙ロ21、22、証人N)によれば、Eが営んでいた文具店は平成元年ころに廃業したこと、Fは文具店を営んでいなかったこと、同人の転居にはほとんど費用がかからなかったことが認められ、また、前示のとおり、同人の占有権原は買受人に対抗することができない使用借権であることからすると、営業補償、移転経費及び借家権価格のため

に3000万円もの高額の立ち退き料を支払う合理的理由は認められないから、原告Bの上記主張を採用することはできない。

- (5) ア また、原告Bは、本件立ち退き料は本件土地の占有排除を円滑に行うためのものであり、そのための費用に充てられた旨主張する。

イ しかし、一般に、競売により取得した物件の占有排除を円滑に行うために、一定の立ち退き料を支払うことが合理的である場合があるとしても、前示のとおり、Eは本件物件の所有者であり、Fは本件建物の使用借人であることからすると、本件土地の占有を排除するために3000万円もの立ち退き料を支払う合理的理由は認められないから、原告Bの上記主張を採用することはできない。

- (6) ア さらに、原告Bは、Nに対し、本件小切手を交付して、本件立ち退き料を支払い、その際に、本件立ち退き料領収証を作成した旨主張する。

イ しかし、前記認定事実のとおり、本件立ち退き料領収証のEの署名はNが、Fの署名はOがしたものであり、また、本件立ち退き料領収証の金額欄、ただし書欄及び日付欄は、後に、乙の指示により、Pが記載したものであるところ、仮に乙がNに対して本件立ち退き料を支払ったのであれば、金額欄、ただし書欄及び日付欄についてもNが記載するのが自然であるところ、これを乙がPに記載させたことの合理的理由は見だし難い。

そして、Nは、金額欄やただし書欄に記載された本件立ち退き料領収証を見たのは税務署の調査の時が初めてであり、本件立ち退き料を受領していないと一貫して供述し（乙ロ23、24）、本件においても明確に同旨の証言をしている（証人N）ことに照らすと、原告Bの主張を採用することはできない。

- (7) 以上のことからすると、本件立ち退き料は、架空のものであるといわざるを得ない。

10 争点(2)オ（本件B青色取消処分の適法性）について

- (1) 前記6のとおり、本件外注費等が架空のものであることが認められるところ、前示の事実及び弁論の全趣旨によれば、原告Bは、本件外注費等が架空のものであるにもかかわらず、本件B各事業年度において、あたかも本件外注費等を支給したかのように装って、総勘定元帳及び決算書に計上し、原告Bの法人税の所得金額の計算上、損金の額に算入して、法人税を過少に申告していたことが認められる。

したがって、原告Bは、平成8年9月期に係る帳簿書類の記載につき、法人税法127条1項（平成12年法律第97号による改正前のもの）3号所定の青色申告の承認の取消事由に該当する事実があるということが出来るから、本件B青色取消処分は適法である。

- (2) そして、本件B青色取消処分が適法であるとする、原告B平成8年9月期法人税修正申告書、原告B平成9年9月期法人税確定申告書、原告B平成10年9月期法人税確定申告書、原告B平成11年9月期法人税確定申告書及び原告B平成12年9月期法人税確定申告書は、それぞれ青色申告書以外の申告書とみなされ、青色申告に係る更正の理由附記の規定（平成14年法律第79号による改正前の法人税法130条2項）が適用されないから、本件B各更正について、更正の理由附記がないことを理由に違法であるということとはできない。

11 本件各処分の適法性等

- (1) 本件A青色取消処分の適法性

本件A青色取消処分が適法であることは、前記5のとおりである。

- (2) 本件A各処分の適法性

ア 本件A各更正の適法性

前示の事実及び弁論の全趣旨を総合すると、原告Aの本件A各事業年度の法人税に係る所得金額及び納付すべき税額は、いずれも別紙3記載第1の被告の主張のとおりであり、これらはいずれも本件A各更正における所得金額及び納付すべき税額と同額であるから、本件A各更正はいずれも適法である。

イ 本件A各賦課決定の適法性

(ア) 本件A各重加算税賦課決定

前記アのとおり、本件A各更正はいずれも適法であるところ、前示の事実及び弁論の全趣旨を総合すると、原告Aが、本件丙給与等、本件丁役員報酬及び本件主要材料費がいずれも架空のものであるにもかかわらず、これらを正当なものであるかのように装って総勘定元帳及び決算書に記載した上で損金の額に算入し、法人税を過少に申告したものと認められるのであって、このような行為は、通則法68条1項に規定する「納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当するものというべきである。

そして、原告Aの本件A各事業年度の法人税に係る重加算税の額は、別紙3記載第2の1の被告の主張のとおりであり、本件A各重加算税賦課決定における重加算税の額は、これと同額であるから、本件A各重加算税賦課決定はいずれも適法である。

(イ) 本件A各過少申告加算税賦課決定の適法性

前記アのとおり、本件A各更正はいずれも適法であるところ、原告Aに、本件A各更正により新たに納付すべき法人税額が本件A各更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて、通則法65条4項所定の「正当な理由」があると認めることはできない。

したがって、原告Aの平成9年3月期、平成10年3月期、平成12年3月期及び平成13年3月期の法人税の過少申告加算税の額は、別紙3記載第2の2の被告の主張のとおりであり、本件A各過少申告加算税賦課決定における過少申告加算税の額は、これと同額であるから、本件A各過少申告加算税賦課決定はいずれも適法である。

(3) 本件B青色取消処分の適法性

本件B青色取消処分が適法であることは、前記10のとおりである。

(4) 本件B各処分の適法性

ア 本件B各更正の適法性

(ア) 本件B法人税各更正の適法性

前示の事実及び弁論の全趣旨を総合すると、原告Bの本件B各事業年度の法人税に係る所得金額及び納付すべき税額は、いずれも別紙4記載第1の被告の主張のとおりであり、これらはいずれも本件B法人税各更正における所得金額及び納付すべき税額と同額であるから、本件B法人税各更正はいずれも適法である。

(イ) 本件B消費税等各更正の適法性

前示の事実及び弁論の全趣旨を総合すると、原告Bの本件各課税期間に係る納付すべき消費税等の額及び還付すべき地方消費税の額は、いずれも別紙4記載第2の被告の主張のとおりであり、これらはいずれも本件B消費税等各更正における納付すべき消費税等の額

及び還付すべき地方消費税の額と同額であるから、本件B消費税等各更正はいずれも適法である。

イ 本件B各納税告知処分

前示の事実及び弁論の全趣旨を総合すると、原告Bの平成9年7月分から同年12月分まで、同10年7月分から同年12月分まで、同11年1月分から同年6月分まで、同11年7月分から同年12月分まで、同12年1月分から同年6月分まで及び同12年7月から同年11月分までの源泉所得税の不納付税額は、別紙4記載第3の被告の主張のとおりであり、これらはいずれも本件B各納税告知処分の金額を上回るから、本件B各納税告知処分は適法である。

ウ 本件B各賦課決定の適法性

(ア) 本件B法人税各重加算税賦課決定

前記ア(ア)のとおり、本件B法人税各更正はいずれも適法であるところ、前示の事実及び弁論の全趣旨を総合すると、原告Bが、本件外注費等、本件Dら役員報酬等、本件材料仕入れ及び本件立ち退き料が架空のものであるにもかかわらず、これらを正当なものであるかのように装って、これらに係る総勘定元帳及び決算書に記載した上で損金の額に算入し、法人税を過少に申告したものと認められるのであって、このような行為は、通則法68条1項に規定する「納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当するものというべきである。

そして、原告Bの本件B各事業年度の法人税に係る重加算税の額は、別紙4記載第4の1の被告の主張のとおりであり、本件B法人税各重加算税賦課決定における重加算税の額は、これと同額であるから、本件B法人税各重加算税賦課決定はいずれも適法である。

(イ) 本件B消費税等各重加算税賦課決定の適法性

前記ア(イ)のとおり、本件B消費税等各更正はいずれも適法であるところ、前示の事実及び弁論の全趣旨を総合すると、原告Bが、本件外注費等及び本件材料仕入れが架空のものであるにもかかわらず、これらを正当なものであるかのように装って、これらに係る消費税額を本件各課税期間の控除対象仕入税額に算入することにより、本件各課税期間の消費税等を過少に申告していたものと認められるのであって、このような行為は、通則法68条1項に規定する「納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当するものというべきである。

そして、原告Bの本件各課税期間の消費税等に係る重加算税の額は、別紙4記載第4の2の被告の主張のとおりであり、本件B法人税各重加算税賦課決定における重加算税の額は、これと同額であるから、本件B消費税等各重加算税賦課決定はいずれも適法である。

(ウ) 本件B源泉所得税各重加算税賦課決定の適法性

前記イのとおり、本件B各納税告知処分はいずれも適法であるところ、前示の事実及び弁論の全趣旨を総合すると、原告Bが、本件Dら役員報酬等が架空のものであるにもかかわらず、これらを正当なものであるかのように装って、平成9年7月分から同年12月分まで及び同10年7月分から同12年11月分までの源泉所得税を納付していなかったものと認められるのであって、このような行為は通則法68条3項に規定する「事実の全

部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づきその国税をその法定納期限までに納付しなかったとき」に該当するものというべきである。

そして、原告Bの平成9年7月分から同年12月分まで及び同10年7月分から同12年11月分までの源泉所得税に係る重加算税の額は、別紙4記載第4の3の被告の主張のとおりであり、本件B源泉所得税各重加算税賦課決定における重加算税の額は、これと同額であるから、本件B源泉所得税各重加算税賦課決定はいずれも適法である。

第4 結論

よって、原告らの請求はいずれも理由がないから、これらをいずれも棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民訴法61条、65条1項本文を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第38部

裁判長裁判官 杉原 則彦

裁判官 松下 貴彦

裁判官 島田 尚人

(別紙1)

課税処分等の経緯（法人税）

平成7年4月1日から平成8年3月31日までの事業年度

別表1

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき法人税額	過少申告加算税	重加算税
確定申告	8.5.28	460,300	108,600	—	—
更正処分	15.2.25	11,260,300	3,442,300	—	1,165,500
異議申立て	15.4.14	460,300	108,600	—	0
審査請求	15.10.15	460,300	108,600	—	0
裁 決	17.5.18	棄却			

平成8年4月1日から平成9年3月31日までの事業年度

別表2

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき法人税額	過少申告加算税	重加算税
確定申告	9.5.28	30,674,566	10,965,400	—	—
修正申告	9.12.11	38,541,766	14,346,200	338,000	—
更正処分	15.2.25	59,933,166	22,479,400	95,000	2,513,000
異議申立て	15.4.14	38,541,766	14,346,200	338,000	0
審査請求	15.10.15	38,541,766	14,346,200	338,000	0
裁 決	17.5.18	59,933,166	21,710,300	95,000	2,243,500

平成9年4月1日から平成10年3月31日までの事業年度

別表3

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき法人税額	過少申告加算税	重加算税
確定申告	10.5.29	57,519,394	21,924,000	—	—
更正処分	15.2.25	85,820,894	32,483,500	66,000	3,461,500
異議申立て	15.4.14	57,519,394	21,924,000	0	0
審査請求	15.10.15	57,519,394	21,924,000	0	0
裁 決	17.5.18	85,820,894	31,414,900	66,000	3,087,000

平成10年4月1日から平成11年3月31日までの事業年度

別表4

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき法人税額	過少申告加算税	重加算税
確定申告	11.5.21	44,071,216	15,431,400	—	—
更正処分	15.2.25	63,004,316	22,197,500	—	2,366,000
異議申立て	15.4.14	44,071,216	15,431,400	—	0
審査請求	15.10.15	44,071,216	15,431,400	—	0
裁 決	17.5.18	63,004,316	20,957,300	—	1,932,000

課税処分等の経緯（法人税）

平成11年4月1日から平成12年3月31日までの事業年度

別表5

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき法人税額	過少申告加算税	重加算税
確定申告	12.5.15	10,254,428	2,431,200	—	—
更正処分	15.2.25	34,260,953	10,081,200	19,000	2,607,500
異議申立て	15.4.14	10,254,428	2,431,200	0	0
審査請求	15.10.15	10,254,428	2,431,200	0	0
裁 決	17.5.18	34,260,953	9,633,000	19,000	2,450,000

平成12年4月1日から平成13年3月31日までの事業年度

別表6

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき法人税額	過少申告加算税	重加算税
確定申告	13.5.29	23,132,923	6,309,100	—	—
更正処分	15.2.25	37,855,814	11,347,200	42,000	1,613,500
異議申立て	15.4.14	23,132,923	6,309,100	0	0
審査請求	15.10.15	23,132,923	6,309,100	0	0
裁 決	17.5.18	37,855,814	10,710,000	42,000	1,393,000

(別紙2)

課税処分等の経緯（法人税）

平成7年10月1日から平成8年9月30日までの事業年度

別表1

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき法人税	過少申告加算税	重加算税
確定申告	8.12.2	120,273,212	45,687,700	—	—
修正申告	9.5.28	121,372,189	46,121,500	43,000	—
更正処分	15.2.25	154,620,190	58,958,700	—	4,490,500
異議申立て	15.4.14	121,372,189	46,121,500	43,000	0
審査請求	15.10.15	121,372,189	46,121,500	43,000	0
裁 決	17.5.18	154,620,190	57,143,200	—	3,857,000

平成8年10月1日から平成9年9月30日までの事業年度

別表2

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき法人税	過少申告加算税	重加算税
確定申告	9.11.28	167,671,800	65,507,900	—	—
更正処分	15.2.25	268,039,959	105,328,400	—	13,937,000
異議申立て	15.4.14	167,671,800	65,507,900	—	0
審査請求	15.10.15	167,671,800	65,507,900	—	0
裁 決	17.5.18	267,893,449	99,680,900	—	11,959,500

平成9年10月1日から平成10年9月30日までの事業年度

別表3

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき法人税	過少申告加算税	重加算税
確定申告	10.11.30	229,113,860	90,373,700	—	—
更正処分	15.2.25	299,854,977	113,797,900	—	8,197,000
異議申立て	15.4.14	229,113,860	90,373,700	—	0
審査請求	15.10.15	229,113,860	90,373,700	—	0
裁 決	17.5.18	299,581,463	111,553,400	—	7,409,500

平成10年10月1日から平成11年9月30日までの事業年度

別表4

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき法人税	過少申告加算税	重加算税
確定申告	11.11.29	200,448,843	73,485,100	—	—
更正処分	15.2.25	305,761,142	104,491,500	—	10,850,000
異議申立て	15.4.14	200,448,843	73,485,100	—	0
審査請求	15.10.15	200,448,843	73,485,100	—	0
裁 決	17.5.18	298,833,874	102,101,400	—	10,013,500

平成11年10月1日から平成12年9月30日までの事業年度

別表5

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき法人税	過少申告加算税	重加算税
確定申告	12.11.24	173,601,159	57,104,000	—	—
更正処分	15.2.25	221,539,220	69,658,300	—	4,392,500
異議申立て	15.4.14	173,601,159	57,104,000	—	0
審査請求	15.10.15	173,601,159	57,104,000	—	0
裁 決	17.5.18	216,475,991	65,452,800	—	2,919,000

課税処分等の経緯（消費税及び地方消費税）

平成7年10月1日から平成8年9月30日までの課税期間

別表6
(単位：円)

区分	年月日	消費税の 課税標準額	消費税額	地方消費税の 課税標準額	地方消費税額	過少申告加算税	重加算税
確定申告	8.12.2	771,456,000	2,879,300	—	—	—	—
修正申告	9.5.28	795,728,000	3,598,300	—	—	71,000	—
更正処分	15.2.25	795,728,000	4,809,200	—	—	—	432,500
変更決定処分	15.2.27	795,728,000	4,809,200	—	—	—	423,500
異議申立て	15.4.14	795,728,000	3,598,300	—	—	71,000	0
審査請求	15.10.15	795,728,000	3,598,300	—	—	71,000	0
裁 決	17.5.18	棄却					

平成8年10月1日から平成9年9月30日までの課税期間

別表7
(単位：円)

区分	年月日	消費税の 課税標準額	消費税額	地方消費税の 課税標準額	地方消費税額	過少申告加算税	重加算税
確定申告	9.11.28	1,339,271,000	4,327,300	△7,941,164	△1,985,291	—	—
更正処分	15.2.25	1,339,271,000	7,943,500	△6,183,133	△1,545,783	—	1,417,500
異議申立て	15.4.14	1,339,271,000	4,327,300	△7,941,164	△1,985,291	—	0
審査請求	15.10.15	1,339,271,000	4,327,300	△7,941,164	△1,985,291	—	0
裁 決	17.5.18	棄却					

(注) △は還付金額を示す。

平成9年10月1日から平成10年9月30日までの課税期間

別表8
(単位：円)

区分	年月日	消費税の 課税標準額	消費税額	地方消費税の 課税標準額	地方消費税額	過少申告加算税	重加算税
確定申告	10.11.30	1,201,916,000	14,768,100	14,807,300	3,701,800	—	—
更正処分	15.2.25	1,201,916,000	18,048,800	18,088,100	4,522,000	—	1,435,000
異議申立て	15.4.14	1,201,916,000	14,768,100	14,807,300	3,701,800	—	0
審査請求	15.10.15	1,201,916,000	14,768,100	14,807,300	3,701,800	—	0
裁 決	17.5.18	棄却					

平成10年10月1日から平成11年9月30日までの課税期間

別表9
(単位：円)

区分	年月日	消費税の 課税標準額	消費税額	地方消費税の 課税標準額	地方消費税額	過少申告加算税	重加算税
確定申告	11.11.29	852,311,000	8,005,800	8,044,900	2,011,200	—	—
更正処分	15.2.25	852,311,000	11,250,400	11,289,500	2,822,300	—	1,417,500
異議申立て	15.4.14	852,311,000	8,005,800	8,044,900	2,011,200	—	0
審査請求	15.10.15	852,311,000	8,005,800	8,044,900	2,011,200	—	0
裁 決	17.5.18	棄却					

平成11年10月1日から平成12年9月30日までの課税期間

別表10
(単位：円)

区分	年月日	消費税の 課税標準額	消費税額	地方消費税の 課税標準額	地方消費税額	過少申告加算税	重加算税
確定申告	12.11.24	1,132,386,000	7,014,200	7,041,800	1,760,400	—	—
更正処分	15.2.25	1,132,386,000	9,407,000	9,434,600	2,358,600	—	1,046,500
異議申立て	15.4.14	1,132,386,000	7,014,200	7,041,800	1,760,400	—	0
審査請求	15.10.15	1,132,386,000	7,014,200	7,041,800	1,760,400	—	0
裁 決	17.5.18	棄却					

課税処分等の経緯（源泉所得税）

平成9年7月から平成9年12月までの期間

別表11
(単位：円)

区分	年月日	所得の種類	源泉所得税の額	重加算税
納税告知処分	15.2.25	給与	227,169	77,000
異議申立て	15.4.14	—	0	0
審査請求	15.10.15	—	0	0
裁 決	17.5.18	—	棄却	

平成10年7月から平成10年12月までの期間

別表12
(単位：円)

区分	年月日	所得の種類	源泉所得税の額	重加算税
納税告知処分	15.2.25	給与	249,929	84,000
異議申立て	15.4.14	—	0	0
審査請求	15.10.15	—	0	0
裁 決	17.5.18	—	棄却	

平成11年1月から平成11年6月までの期間

別表13
(単位：円)

区分	年月日	所得の種類	源泉所得税の額	重加算税
納税告知処分	15.2.25	給与	554,350	192,500
異議申立て	15.4.14	—	0	0
審査請求	15.10.15	—	0	0
裁 決	17.5.18	—	棄却	

平成11年7月から平成11年12月までの期間

別表14
(単位：円)

区分	年月日	所得の種類	源泉所得税の額	重加算税
納税告知処分	15.2.25	給与	822,096	287,000
異議申立て	15.4.14	—	0	0
審査請求	15.10.15	—	0	0
裁 決	17.5.18	—	棄却	

平成12年1月から平成12年6月までの期間

別表15
(単位：円)

区分	年月日	所得の種類	源泉所得税の額	重加算税
納税告知処分	15.2.25	給与	180,130	63,000
異議申立て	15.4.14	—	0	0
審査請求	15.10.15	—	0	0
裁 決	17.5.18	—	棄却	

平成12年7月から平成12年11月までの期間

別表16
(単位：円)

区分	年月日	所得の種類	源泉所得税の額	重加算税
納税告知処分	15.2.25	給与	91,449	31,500
異議申立て	15.4.14	—	0	0
審査請求	15.10.15	—	0	0
裁 決	17.5.18	—	棄却	

第1 本件A各更正の根拠及び適法性

1 平成8年3月期の法人税について

(1) 平成8年3月期の法人税に係る更正の根拠について

ア 所得金額 1126万0300円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の金額を合計した金額である。

(ア) 申告所得金額 46万0300円

上記金額は、原告Aが相模原税務署長に対して平成8年5月28日に提出した平成8年3月期の法人税の確定申告書（以下「原告A平成8年3月期法人税確定申告書」という。）に記載された所得金額である。

(イ) 損金の額に算入されない給料手当の架空計上額 1080万円

上記金額は、原告Aが平成8年3月期の法人税の申告において給料手当として損金の額に算入した金額のうち、原告Aが勤務実態のない丙に対し支給したとして計上していた架空の給料手当の金額である。

イ 所得金額に対する法人税額 346万2500円

上記金額は、前記アの所得金額（国税通則法（以下「通則法」という。）118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。）に法人税法66条1項及び2項（平成10年法律第24号による改正前のもの）に規定する税率を乗じて計算した金額である。

ウ 法人税額から控除される所得税額 2万0177円

上記金額は、法人税法68条1項（平成15年法律第8号による改正前のもの）に規定する法人税額から控除される所得税額であり、原告Aが原告A平成8年3月期法人税確定申告書に記載した金額と同額である。

エ 納付すべき法人税額 344万2300円

上記金額は、前記イの金額から前記ウの金額を控除した金額（通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。）である。

オ 確定申告における法人税額 10万8600円

上記金額は、原告Aが原告A平成8年3月期法人税確定申告書に記載した法人税額である。

カ 差引納付すべき法人税額 333万3700円

上記金額は、前記エの金額から前記オの金額を控除した金額である。

(2) 平成8年3月期の法人税に係る更正の適法性について

上記(1)で述べたとおり、被告が本訴において主張する平成8年3月期の原告Aの所得金額は1126万0300円であり、納付すべき法人税額は344万2300円であり、これらは、いずれも平成8年3月期の法人税に係る更正における所得金額及び納付すべき税額と同額であるから、平成8年3月期の法人税に係る更正は適法である。

2 平成9年3月期の法人税について

(1) 平成9年3月期の法人税に係る更正の根拠について

ア 所得金額 5993万3166円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の金額を合計し、(ウ)の金額を控除した金額である。

(ア) 申告所得金額 3854万1766円

上記金額は、原告Aが相模原税務署長に対して平成9年12月11日に提出した平成9年3月期の法人税の修正申告書（以下「原告A平成9年3月期法人税修正申告書」という。）に記載された所得金額である。

(イ) 所得金額に加算すべき金額 2240万円

上記金額は、次のaからcまでの金額を合計した金額である。

a 損金の額に算入されない給料手当の架空計上額 1720万円

上記金額は、原告Aが、平成9年3月期の法人税の申告において給料手当として損金の額に算入した金額のうち、原告Aが勤務実態のない丙に対し支給したとして計上していた架空の給料手当の金額である。

b 損金の額に算入されない役員報酬の架空計上額 100万円

上記金額は、原告Aが、平成9年3月期の法人税の申告において役員報酬として損金の額に算入した金額のうち、原告Aの実質経営者である乙に対して支給した役員賞与の額であるにもかかわらず、原告Aの経営に従事していない丁に対し支給したとして計上していた架空の役員報酬の金額である。

c 損金の額に算入されない役員賞与の損金計上額 420万円

上記金額は、原告Aが、平成9年3月期の法人税の申告において賞与として損金の額に算入した金額のうち、乙に対して支給した金額であり、乙は、法人税法施行令7条1号に規定する法人の使用人以外の者でその法人の経営に従事している者で、法人税法2条15号に規定する役員に該当するため役員賞与として算入することはできない金額である（法人税法35条1項）。

(ウ) 事業税の損金算入額 100万8600円

上記金額は、被告が、原告Aの平成8年3月期の法人税に係る更正に伴い増加する事業税相当額であり、平成9年3月期の損金の額に算入される金額である。

イ 所得金額に対する法人税額 2171万4875円

上記金額は、前記アの所得金額に法人税法66条1項及び2項（平成10年法律第24号による改正前のもの）に規定する税率を乗じて計算した金額である。

ウ 法人税額から控除される所得税額 4499円

上記金額は、法人税法68条1項（平成15年法律第8号による改正前のもの）に規定する法人税額から控除される所得税額であり、原告Aが原告A平成9年3月期法人税修正申告書に記載した金額と同額である。

エ 納付すべき法人税額 2171万0300円

上記金額は、前記イの金額から前記ウの金額を控除した金額である。

オ 修正申告における法人税額 1434万6200円

上記金額は、原告Aが原告A平成9年3月期法人税修正申告書に記載した法人税額である。

カ 差引納付すべき法人税額 736万4100円

上記金額は、前記エの金額から前記オの金額を控除した金額である。

(2) 平成9年3月期の法人税に係る更正の適法性について

上記(1)で述べたとおり、被告が本訴において主張する平成9年3月期の原告Aの所得金額は5993万3166円であり、納付すべき法人税額は2171万0300円であり、これらは、

いずれも平成9年3月期の法人税に係る更正における所得金額及び納付すべき税額と同額であるから、平成9年3月期の法人税に係る更正は適法である。

3 平成10年3月期の法人税について

(1) 平成10年3月期の法人税に係る更正の根拠について

ア 所得金額 8582万0894円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の金額を合計し、(ウ)の金額を控除した金額である。

(ア) 申告所得金額 5751万9394円

上記金額は、原告Aが相模原税務署長に対して平成10年5月29日に提出した平成10年3月期の法人税の確定申告書(以下「原告A平成10年3月期法人税確定申告書」という。)に記載された所得金額である。

(イ) 所得金額に加算すべき金額 4530万4762円

上記金額は、次のaからeまでの金額を合計した金額である。

a 損金の額に算入されない給料手当の架空計上額 1080万円

上記金額は、原告Aが、平成10年3月期の法人税の申告において給料手当として損金の額に算入した金額のうち、原告Aが勤務実態のない丙に対し支給したとして計上していた架空の給料手当の金額である。

b 損金の額に算入されない賞与の架空計上額 670万円

上記金額は、原告Aが、平成10年3月期の法人税の申告において賞与として損金の額に算入した金額のうち、原告Aが勤務実態のない丙に対し支給したとして計上していた架空の賞与の金額である。

c 損金の額に算入されない主要材料費の架空計上額 1110万4762円

上記金額は、原告Aが、平成10年3月期の法人税の申告において主要材料費として損金の額に算入した金額のうち、原告Aが原告Aの取引先であるCの代表者Iに指示して、架空の請求書及び領収証を作成させ計上していた架空の主要材料費の金額である。

d 損金の額に算入されない役員報酬の架空計上額 1100万円

上記金額は、原告Aが、平成10年3月期の法人税の申告において役員報酬として損金の額に算入した金額のうち、原告Aが乙に対して支給した役員賞与の額であるにもかかわらず、原告Aの経営に従事していない丁に対し支給したとして計上していた架空の役員報酬の金額である。

e 損金の額に算入されない役員賞与の損金計上額 570万円

上記金額は、原告Aが、平成10年3月期の法人税の申告において賞与として損金の額に算入した金額のうち、乙に対して支給した金額であり、乙は、法人税法施行令7条1号に規定する法人の使用人以外の者でその法人の経営に従事している者で、法人税法2条15号に規定する役員に該当するため役員賞与として算入することはできない金額である(法人税法35条1項)。

(ウ) 所得金額から減算すべき金額 1700万3262円

上記金額は、次のaからcまでの金額を合計した金額である。

a 建材売上高の架空計上額 1443万6190円

上記金額は、原告Aが、平成10年3月期の法人税の申告において建材売上げとして売上高に計上した金額のうち、前記ア(イ)cの架空の主要材料費に30%の利益を加えて関

係会社である原告Bへ販売した架空の建材売上高の金額である。

b 雑収入の金額 72円

上記金額は、原告Aが、架空の建材売上高及び主要材料費を計上していたことに伴い、消費税額の再計算を行った結果生じた雑収入の金額である。

c 事業税の損金算入額 256万7000円

上記金額は、被告が、原告Aの平成9年3月期の法人税に係る更正に伴い増加する事業税相当額であり、平成10年3月期の損金の額に算入される金額である。

イ 所得金額に対する法人税額 3142万2500円

上記金額は、前記アの所得金額に法人税法66条1項及び2項（平成10年法律第24号による改正前のもの）に規定する税率を乗じて計算した金額である。

ウ 法人税額から控除される所得税額 7577円

上記金額は、法人税法68条1項（平成15年法律第8号による改正前のもの）に規定する法人税額から控除される所得税額であり、原告Aが原告A平成10年3月期法人税確定申告書に記載した金額と同額である。

エ 納付すべき法人税額 3141万4900円

上記金額は、前記イの金額から前記ウの金額を控除した金額である。

オ 確定申告における法人税額 2192万4000円

上記金額は、原告Aが原告A平成10年3月期法人税確定申告書に記載した法人税額である。

カ 差引納付すべき法人税額 949万0900円

上記金額は、前記エの金額から前記オの金額を控除した金額である。

(2) 平成10年3月期の法人税に係る更正の適法性について

上記(1)で述べたとおり、被告が本訴において主張する平成10年3月期の原告Aの所得金額は8582万0894円であり、納付すべき法人税額は3141万4900円であり、これらは、いずれも平成10年3月期の法人税に係る更正における所得金額及び納付すべき税額と同額であるから、平成10年3月期の法人税に係る更正は適法である。

4 平成11年3月期の法人税について

(1) 平成11年3月期の法人税に係る更正の根拠について

ア 所得金額 6300万4316円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の金額を合計し、(ウ)の金額を控除した金額である。

(ア) 申告所得金額 4407万1216円

上記金額は、原告Aが相模原税務署長に対して平成11年5月21日に提出した平成11年3月期の法人税の確定申告書（以下「原告A平成11年3月期法人税確定申告書」という。）に記載された所得金額である。

(イ) 所得金額に加算すべき金額 2200万円

上記金額は、次のaからdまでの金額を合計した金額である。

a 損金の額に算入されない給料手当の架空計上額 1180万円

上記金額は、原告Aが、平成11年3月期の申告において給料手当として損金の額に算入した金額のうち、原告Aが勤務実態のない丙に対し支給したとして計上していた架空の給料手当の金額である。

b 損金の額に算入されない賞与の架空計上額 250万円

上記金額は、原告Aが、平成11年3月期の法人税の申告において賞与として損金の額に算入した金額のうち、原告Aが勤務実態のない丙に対し支給したとして計上していた架空の賞与の金額である。

c 損金の額に算入されない役員報酬の架空計上額 600万円

上記金額は、原告Aが、平成11年3月期の法人税の申告において役員報酬として損金の額に算入した金額のうち、原告Aが乙に対して支給した役員賞与の額であるにもかかわらず、原告Aの経営に従事していない丁に対し支給したとして計上していた架空の役員報酬の金額である。

d 損金の額に算入されない役員賞与の損金計上額 170万円

上記金額は、原告Aが、平成11年3月期の法人税の申告において賞与として損金の額に算入した金額のうち、乙に対して支給した金額であり、乙は、法人税法施行令7条1号に規定する法人の使用人以外の者でその法人の経営に従事している者で、法人税法2条15号に規定する役員に該当するため役員賞与として算入することはできない金額である（法人税法35条1項）。

(ウ) 事業税の損金算入額 306万6900円

上記金額は、被告が、原告Aの平成10年3月期の法人税に係る更正に伴い増加する事業税相当額であり、平成11年3月期の損金の額に算入される金額である。

イ 所得金額に対する法人税額 2097万6380円

上記金額は、前記アの所得金額に法人税法66条1項及び2項に規定する税率を乗じて計算した金額である。

ウ 法人税額から控除される所得税額 1万9007円

上記金額は、法人税法68条1項（平成15年法律第8号による改正前のもの）に規定する法人税額から控除される所得税額であり、原告Aが原告A平成11年3月期法人税確定申告書に記載した金額と同額である。

エ 納付すべき法人税額 2095万7300円

上記金額は、前記イの金額から前記ウの金額を控除した金額である。

オ 確定申告における法人税額 1543万1400円

上記金額は、原告Aが原告A平成11年3月期法人税確定申告書に記載した法人税額である。

カ 差引納付すべき法人税額 552万5900円

上記金額は、前記エの金額から前記オの金額を控除した金額である。

(2) 平成11年3月期の法人税に係る更正の適法性について

上記(1)で述べたとおり、被告が本訴において主張する平成11年3月期の原告Aの所得金額は6300万4316円であり、納付すべき法人税額は2095万7300円であり、これらは、いずれも平成11年3月期の法人税に係る更正における所得金額及び納付すべき税額と同額であるから、平成11年3月期の法人税に係る更正は適法である。

5 平成12年3月期の法人税について

(1) 平成12年3月期の法人税に係る更正の根拠について

ア 所得金額 3426万0953円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の金額を合計し、(ウ)の金額を控除した金額である。

(ア) 申告所得金額 1025万4428円

上記金額は、原告Aが相模原税務署長に対して平成12年5月15日に提出した平成12年3月期の法人税の確定申告書（以下「原告A平成12年3月期法人税確定申告書」という。）に記載された所得金額である。

(イ) 所得金額に加算すべき金額 2608万9125円

上記金額は、次のaからeまでの金額を合計した金額である。

a 損金の額に算入されない給料手当の架空計上額 1266万円

上記金額は、原告Aが、平成12年3月期の法人税の申告において給料手当として損金の額に算入した金額のうち、原告Aが勤務実態のない丙に対し支給したとして計上していた架空の給料手当の金額である。

b 損金の額に算入されない賞与の架空計上額 470万円

上記金額は、原告Aが、平成12年3月期の法人税の申告において賞与として損金の額に算入した金額のうち、原告Aが勤務実態のない丙に対し支給したとして計上していた架空の賞与の金額である。

c 損金の額に算入されない役員報酬の架空計上額 600万円

上記金額は、原告Aが、平成12年3月期の法人税の申告において役員報酬として損金の額に算入した金額のうち、原告Aが乙に対して支給した役員賞与の額であるにもかかわらず、原告Aの経営に従事していない丁に対し支給したとして計上していた架空の役員報酬の金額である。

d 損金の額に算入されない役員賞与の損金計上額 200万円

上記金額は、原告Aが、平成12年3月期の法人税の申告において賞与として損金の額に算入した金額のうち、乙に対して支給した金額であり、乙は、法人税法施行令7条1号に規定する法人の使用人以外の者でその法人の経営に従事している者で、法人税法2条15号に規定する役員に該当するため役員賞与として算入することはできない金額である（法人税法35条1項）。

e 損金の額に算入されない減価償却費の額 72万9125円

上記金額は、原告Aが平成12年3月期の法人税の申告において減価償却費として損金の額に算入した金額のうち、本件A青色取消処分により、特定情報通信機器を取得した場合の特別償却（租税特別措置法45条の3（平成12年法律第13号改正前のもの））の適用ができなくなったことに伴う減価償却の償却超過額の金額である。

(ウ) 事業税の損金算入額 208万2600円

上記金額は、被告が、原告Aの平成11年3月期の法人税に係る更正に伴い増加する事業税相当額であり、平成12年3月期の損金の額に算入される金額である。

イ 所得金額に対する法人税額 963万8000円

上記金額は、前記アの所得金額に経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（以下「軽減措置法」という。）16条1項及び2項に規定する税率を乗じて計算した金額である。

ウ 法人税額から控除される所得税額 4916円

上記金額は、法人税法68条1項（平成15年法律第8号による改正前のもの）に規定する法人税額から控除される所得税額であり、原告Aが原告A平成12年3月期法人税確定申告書に記載した金額と同額である。

- エ 納付すべき法人税額 963万3000円
 上記金額は、前記イの金額から前記ウの金額を控除した金額である。
- オ 確定申告における法人税額 243万1200円
 上記金額は、原告Aが原告A平成12年3月期法人税確定申告書に記載した法人税額である。
- カ 差引納付すべき法人税額 720万1800円
 上記金額は、前記エの金額から前記オの金額を控除した金額である。

(2) 平成12年3月期の法人税に係る更正の適法性について

上記(1)で述べたとおり、被告が本訴において主張する平成12年3月期の原告Aの所得金額は3426万0953円であり、納付すべき法人税額は963万3000円であり、これらは、いずれも平成12年3月期の法人税に係る更正における所得金額及び納付すべき税額と同額であるから、平成12年3月期の法人税に係る更正は適法である。

6 平成13年3月期の法人税について

(1) 平成13年3月期の法人税に係る更正の根拠について

- ア 所得金額 3785万5814円
 上記金額は、次の(ア)及び(イ)の金額を合計し、(ウ)の金額を控除した金額である。

- (ア) 申告所得金額 2313万2923円

上記金額は、原告Aが相模原税務署長に対して平成13年5月29日に提出した平成13年3月期の法人税の確定申告書(以下「原告A平成13年3月期法人税確定申告書」という。)に記載された所得金額である。

- (イ) 所得金額に加算すべき金額 1726万0079円

上記金額は、次のaからeまでの金額を合計した金額である。

- a 損金の額に算入されない給料手当の架空計上額 796万8000円

上記金額は、原告Aが、平成13年3月期の法人税の申告において給料手当として損金の額に算入した金額のうち、原告Aが勤務実態のない丙に対し支給したとして計上していた架空の給料手当の金額である。

- b 損金の額に算入されない賞与の架空計上額 280万円

上記金額は、原告Aが、平成13年3月期の法人税の申告において賞与として損金の額に算入した金額のうち、原告Aが勤務実態のない丙に対し支給したとして計上していた架空の賞与の金額である。

- c 損金の額に算入されない役員報酬の架空計上額 250万円

上記金額は、原告Aが、平成13年3月期の法人税の申告において役員報酬として損金の額に算入した金額のうち、原告Aが乙に対して支給した役員賞与の額であるにもかかわらず、原告Aの経営に従事していない丁に対し支給したとして計上していた架空の役員報酬の金額である(法人税法35条1項)。

- d 損金の額に算入されない役員賞与の損金計上額 290万円

上記金額は、原告Aが、平成13年3月期の法人税の申告において賞与として損金の額に算入した金額のうち、乙に対して支給した金額であり、乙は、法人税法施行令7条1号に規定する法人の使用人以外の者でその法人の経営に従事している者で、法人税法2条15号に規定する役員に該当するため役員賞与として算入することはできない金額である。

- e 損金の額に算入されない減価償却費の額 109万2079円

上記金額は、原告Aが平成13年3月期の法人税の申告において減価償却費として損金の額に算入した金額のうち、本件A青色取消処分により、特定情報通信機器を取得した場合の特別償却（租税特別措置法45条の3（平成12年法律第13号改正後のもの））の適用ができなくなったことに伴う減価償却の償却超過額の金額である。

(ウ) 所得金額から減算すべき金額 253万7188円

上記金額は、次のa及びbの金額を合計した金額である。

a 減価償却費の損金算入額 23万2588円

上記金額は、前記5(1)ア(イ)eに記載した原告Aの平成12年3月期に係る特定情報通信機器を取得した場合の特別償却の償却超過額のうち、法人税法31条1項及び法人税基本通達7-5-1(2)により、平成13年3月期の損金の額に算入される減価償却費の金額である。

b 事業税の損金算入額 230万4600円

上記金額は、被告が、原告Aの平成12年3月期の法人税に係る更正に伴い増加する事業税相当額であり、平成13年3月期の損金の額に算入される金額である。

イ 所得金額に対する法人税額 1071万6500円

上記金額は、前記アの所得金額に軽減措置法16条1項及び2項に規定する税率を乗じて計算した金額である。

ウ 法人税額から控除される所得税額 6421円

上記金額は、法人税法68条1項（平成15年法律第8号による改正前のもの）に規定する法人税額から控除される所得税額であり、原告Aが原告A平成13年3月期法人税確定申告書に記載した金額と同額である。

エ 納付すべき法人税額 1071万円

上記金額は、前記イの金額から前記ウの金額を控除した金額である。

オ 確定申告における法人税額 630万9100円

上記金額は、原告Aが原告A平成13年3月期法人税確定申告書に記載した法人税額である。

カ 差引納付すべき法人税額 440万0900円

上記金額は、前記エの金額から前記オの金額を控除した金額である。

(2) 平成13年3月期の法人税に係る更正の適法性について

上記(1)で述べたとおり、被告が本訴において主張する平成13年3月期の原告Aの所得金額は3785万5814円であり、納付すべき法人税額は1071万円であり、これらは、いずれも平成13年3月期の法人税に係る更正における所得金額及び納付すべき税額と同額であるから、平成13年3月期の法人税に係る更正は適法である。

第2 本件A各賦課決定の根拠及び適法性

1 本件A各重加算税賦課決定について

(1) 本件A各重加算税賦課決定の基礎となる税額

前記第1、1から6までで述べたとおり、本件A各更正はいずれも適法であるところ、原告Aが、本件A各事業年度に係る法人税の申告における丙に対する架空の給料手当等、平成9年3月期から平成13年3月期までに係る法人税の申告における丁に対する架空の役員報酬等及び平成10年3月期に係る法人税の申告におけるCに対する架空の主要材料費を総勘定元帳及び決算書に記載した上で損金の額に算入し、法人税を過少に申告したものであって、このような行為

は通則法６８条１項に規定する「納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当することは明らかである。

そして、通則法６８条１項の規定に基づく本件Ａ各重加算税賦課決定の基礎となる本件Ａ各事業年度において算出された納付すべき法人税の額（通則法１１８条３項の規定に基づき１万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）は次のとおりである。

平成８年３月期	３３３万円
平成９年３月期	６４１万円
平成１０年３月期	８８２万円
平成１１年３月期	５５２万円
平成１２年３月期	７００万円
平成１３年３月期	３９８万円

(２) 本件Ａ各重加算税賦課決定の額

本件Ａ各重加算税賦課決定の額は、上記(１)の本件Ａ各事業年度の重加算税の基礎となる税額に、通則法６８条１項に規定する１００分の３５の割合を乗じて算定した額であり、次のとおりである。

平成８年３月期	１１６万５５００円
平成９年３月期	２２４万３５００円
平成１０年３月期	３０８万７０００円
平成１１年３月期	１９３万２０００円
平成１２年３月期	２４５万円
平成１３年３月期	１３９万３０００円

(３) 本件各重加算税賦課決定の適法性

上記(２)の額は、本件Ａ各重加算税賦課決定と同額であるから、本件Ａ各重加算税賦課決定は適法である。

２ 本件Ａ各過少申告加算税賦課決定について

(１) 本件Ａ各過少申告加算税賦課決定の基礎となる税額

前記第１、１から６までで述べたとおり、本件Ａ各更正は適法であり、

ア 平成９年３月期から平成１３年３月期までの法人税の申告において原告Ａが乙に対して支給した賞与は役員賞与に該当し、損金の額に算入することはできない、

イ 平成１２年３月期及び平成１３年３月期の法人税の申告において、特定情報通信機器を取得した場合の特別償却を適用しているが、特別償却額は損金の額に算入することはできないものであり、原告Ａが損金の額に算入したことについて通則法６５条４項に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

そして、通則法６５条１項の規定に基づく本件Ａ各過少申告加算税賦課決定処分の基礎となる、平成９年３月期、平成１０年３月期、平成１２年３月期及び平成１３年３月期において算出された納付すべき法人税の額（通則法１１８条３項の規定に基づき１万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）は次のとおりである。

平成９年３月期	９５万円
平成１０年３月期	６６万円

平成12年3月期 19万円

平成13年3月期 42万円

(2) 本件A各過少申告加算税賦課決定の額

本件A各過少申告加算税賦課決定の額は、上記(1)の本件A各過少申告加算税賦課決定処分の基礎となる税額に、通則法65条1項に規定する100分の10の割合を乗じて算定した額であり、次のとおりである。

平成9年3月期 9万5000円

平成10年3月期 6万6000円

平成12年3月期 1万9000円

平成13年3月期 4万2000円

(3) 本件A各過少申告加算税賦課決定の適法性

上記(2)の額は、平成9年3月期、平成10年3月期、平成12年3月期及び平成13年3月期の法人税の更正に係る過少申告加算税の賦課決定と同額であるから、本件A各過少申告加算税賦課決定は適法である。

第1 本件B各法人税更正の根拠及び適法性

1 平成8年9月期の法人税について

(1) 平成8年9月期の法人税に係る更正の根拠について

ア 所得金額 1億5462万0190円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の金額を合計し、(ウ)の金額を控除した金額である。

(ア) 申告所得金額 1億2137万2189円

上記金額は、原告Bが、平成9年5月28日、相模原税務署長に提出した平成8年9月期の法人税の修正申告書（以下「原告B平成8年9月期法人税修正申告書」という。）に記載された所得金額である。

(イ) 所得金額に加算すべき金額 4277万4159円

上記金額は、次のa及びbの金額を合計した金額である。

a 損金の額に算入されない外注加工費の架空計上額 4157万4159円

上記金額は、原告Bが平成8年9月期の法人税の申告において外注加工費として損金の額に算入した金額のうち、原告Bが丙に対する外注加工費として計上した金額であり、原告Bの外構工事の外注先であるJことJ（以下「J」という。）との取引につき、原告Bが丙及びJと通謀し、当該取引に丙を介在させることにより、あたかも原告Bが丙に外注依頼した取引であるかのように装い外注加工費の水増し計上をした架空外注加工費の金額である。

b 損金の額に算入されない役員報酬の架空計上額 120万円

上記金額は、原告Bが平成8年9月期の法人税の申告において役員報酬として損金の額に算入した金額のうち、原告Bが原告Bの実質経営者である乙の役員賞与であるにもかかわらず、原告Bの経営に従事していない乙の実妹である戊に対して支給したとして損金の額に算入していた架空の役員報酬の金額である。

(ウ) 所得金額から減算すべき金額 952万6158円

上記金額は、前記(イ)aに記載した外注加工費の金額のうち、Jに対する正規の外構工事の対価であり、平成8年9月期における外注加工費として損金の額に算入されるものである。

イ 所得金額に対する法人税額 5722万2500円

上記金額は、前記アの所得金額（通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。）に法人税法66条1項及び2項（平成10年法律第24号による改正前のもの）に規定する税率を乗じて計算した金額である。

ウ 法人税額から控除される所得税額 7万9204円

上記金額は、法人税法68条1項（平成15年法律第8号による改正前のもの）に規定する法人税額から控除される所得税額であり、原告Bが原告B平成8年9月期法人税修正申告書に記載した金額と同額である。

エ 納付すべき法人税額 5714万3200円

上記金額は、前記イの金額から前記ウの金額を控除した金額（通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。以下同じ。）である。

オ 修正申告に係る法人税額 4612万1500円

上記金額は、原告Bが原告B平成8年9月期法人税修正申告書に記載した法人税額と同額である。

カ 差引納付すべき法人税額 1102万1700円

上記金額は、前記エの金額から前記オの金額を控除した金額である。

(2) 平成8年9月期の法人税に係る更正の適法性について

前記(1)で述べたとおり、被告が本訴において主張する平成8年9月期の原告Bの所得金額は1億5462万0190円、納付すべき法人税額は5714万3200円であり、これらは、いずれも平成8年9月期の法人税に係る更正における所得金額及び納付すべき税額と同額であるから、平成8年9月期の法人税に係る更正は適法である。

2 平成9年9月期の法人税について

(1) 平成9年9月期の法人税に係る更正の根拠について

ア 所得金額 2億6789万3449円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の金額を合計し、(ウ)の金額を控除した金額である。

(ア) 申告所得金額 1億6767万1800円

上記金額は、原告Bが、平成9年11月28日、相模原税務署長に提出した平成9年9月期の法人税の確定申告書（以下「原告B平成9年9月期法人税確定申告書」という。）に記載された所得金額である。

(イ) 所得金額に加算すべき金額 1億3309万0300円

上記金額は、次のaからeまでの金額を合計した金額である。

a 損金の額に算入されない土地取得経費の架空計上額 114万3000円

上記金額は、原告Bが、平成9年9月期の法人税の申告において丙に対する土地取得経費として損金の額に計上した金額のうち、原告Bの外構工事の外注先であるJとの取引につき、原告Bが丙及びJと通謀し、当該取引に丙を介在させることにより、あたかも原告Bが丙に外注依頼した取引であるかのように装い土地取得経費の水増し計上を行った金額であり、勘定科目は異なるものの、その取引内容の実態は、前記1(1)ア(イ)aと同一のものである。

b 損金の額に算入されない建物・材料仕入の架空計上額 1515万8000円

上記金額は、原告Bの平成9年9月期の法人税の申告において建物・材料仕入として損金の額に算入した金額のうち、乙が原告Bの関連法人である原告Aの取引先であるCの代表取締役Iからの借入金（本件I貸付金）の申込みを奇貨として両者が通謀し、本件I貸付金を原告Bがあたかも建材を仕入れたように装い架空の建物・材料仕入として計上した本件材料仕入れの金額である。なお、本件I貸付金の融資の実行に当たっては、Cから原告Aを経由して原告Bが建材を仕入れたかのように架空取引が行われ、これに係る代金決済として本件I貸付金に係る金員がCに支出されている。

c 損金の額に算入されない外注加工費 9478万9300円

上記金額は、原告Bが平成9年9月期において計上した丙に対する前記1(1)ア(イ)aと同旨の外注加工費の金額である。

d 損金の額に算入されない役員報酬の架空計上額 2000万円

上記金額は、原告Bが平成9年9月期の法人税の申告において役員報酬として損金の額に算入した金額のうち、原告Bが乙の役員賞与であるにもかかわらず、原告Bの経営に従

事していない乙の実弟であるD及び戊に対して支給したとして損金の額に算入した架空の役員報酬の金額である。

e 損金の額に算入されない給与手当の架空計上額 200万円

上記金額は、原告Bが平成9年9月期の法人税の申告において給与手当として損金の額に算入した金額のうち、原告Bが原告Bへの勤務実態がない戊への給与手当として計上した架空の給与手当の金額である。

(ウ) 所得金額から減算すべき金額 3286万8651円

上記金額は、次のaからcまでの金額を合計した金額である。

a 外注加工費の損金算入額 2308万0391円

上記金額は、前記(イ)a及びcに記載した土地取得経費及び外注加工費の金額のうち、Jに対する正規の外構工事の対価であり、平成9年9月期における外注加工費として損金の額に算入されるものである。

b 期末仕掛品棚卸高の損金算入額 651万0860円

上記金額は、前記(イ)cの金額のうち、平成9年9月期の法人税の申告において、期末仕掛品棚卸高として資産科目に振り替えられた金額であり、平成9年9月期の損金の額に算入される金額である。

c 事業税の損金算入額 327万7400円

上記金額は、原告Bの平成8年9月期の法人税に係る更正に伴い増加する事業税相当額であり、平成9年9月期の損金の額に算入される金額である。

イ 所得金額に対する法人税額 9969万9875円

上記金額は、前記アの所得金額に法人税法66条1項及び2項（平成10年法律第24号による改正前のもの）に規定する税率を乗じて計算した金額である。

ウ 法人税額から控除される所得税額 1万8958円

上記金額は、法人税法68条1項（平成15年法律第8号による改正前のもの）に規定する法人税額から控除される所得税額であり、原告Bが原告B平成9年9月期法人税確定申告書に記載した金額と同額である。

エ 納付すべき法人税額 9968万0900円

上記金額は、前記イの金額から前記ウの金額を控除した金額である。

オ 確定申告に係る法人税額 6550万7900円

上記金額は、原告Bが原告B平成9年9月期法人税確定申告書に記載した法人税額と同額である。

カ 差引納付すべき法人税額 3417万3000円

上記金額は、前記エの金額から前記オの金額を控除した金額である。

(2) 平成9年9月期の法人税に係る更正の適法性について

前記(1)で述べたとおり、被告が本訴において主張する平成9年9月期の原告Bの所得金額は2億6789万3449円、納付すべき法人税額は9968万0900円であり、これらは、いずれも平成9年9月期の法人税に係る更正における所得金額及び納付すべき税額と同額であるから、平成9年9月期の法人税に係る更正は適法である。

3 平成10年9月期の法人税について

(1) 平成10年9月期の法人税に係る更正の根拠について

- ア 所得金額 2億9958万1463円
 上記金額は、次の(ア)及び(イ)の金額を合計し、(ウ)の金額を控除した金額である。
- (ア) 申告所得金額 2億2911万3860円
 上記金額は、原告Bが、平成10年11月30日、相模原税務署長に提出した平成10年9月期の法人税の確定申告書（以下「原告B平成10年9月期法人税確定申告書」という。）に記載された所得金額である。
- (イ) 所得金額に加算すべき金額 1億0217万9795円
 上記金額は、次のaからdまでの金額を合計した金額である。
- a 損金の額に算入されない外注加工費の架空計上額 8201万8894円
 上記金額は、原告Bが、平成10年9月期の法人税の申告において外注加工費として損金の額に算入した金額のうち、原告Bが丙に対して支払ったとして損金の額に算入した前記1(1)ア(イ)aと同旨の外注加工費の金額である。
- b 損金の額に算入されない期首未成工事原価 651万0860円
 上記金額は、前記2(1)ア(ウ)bに記載した金額につき、原告Bが平成10年9月期において期首未成工事原価として原価に振り替え、損金の額に算入した金額であり、原告Bの平成10年9月期の損金の額とはならない金額である。
- c 損金の額に算入されない役員報酬の架空計上額 1365万円
 上記金額は、原告Bが平成10年9月期の法人税の申告において役員報酬として損金の額に算入した金額のうち、乙に対する役員賞与であるにもかかわらず、原告Bの経営に従事していないD及び戊に対して支給したとして損金の額に算入した架空役員報酬の金額である。
- d 損金の額に算入されない租税公課の額 41円
 上記金額は、前記aに係る仮払消費税等の減少額410万0941円と平成10年9月期の消費税等に係る更正により新たに納付すべきこととなる消費税等の額410万0900円との差額である。
- (ウ) 所得金額から減算すべき金額 3171万2192円
 上記金額は、次のaからcまでの金額を合計した金額である。
- a 外注加工費の損金算入額 2040万1507円
 上記金額は、前記(イ)aに記載した外注加工費の金額のうち、Jに対する正規の外構工事の対価であり、平成10年9月期における外注加工費として損金の額に算入されるものである。
- b 期末未成工事原価の損金算入額 27万4285円
 上記金額は、(イ)aの金額のうち、平成10年9月期の法人税の申告において、期末仕掛品棚卸高として資産科目に振り替えられた金額であり、平成10年9月期の損金の額に算入される金額である。
- c 事業税の損金算入額 1103万6400円
 上記金額は、原告Bの平成9年9月期の法人税に係る更正に伴い増加する事業税相当額であり、平成10年9月期の損金の額に算入されるものである。
- イ 所得金額に対する法人税額 1億1158万2875円
 上記金額は、前記アの所得金額に法人税法66条1項及び2項（平成10年法律第24号に

よる改正前のもの)に規定する税率を乗じて計算した金額である。

ウ 法人税額から控除される所得税額 2万9463円

上記金額は、法人税法68条1項(平成15年法律第8号による改正前のもの)に規定する法人税額から控除される所得税額であり、原告Bが原告B平成10年9月期法人税確定申告書に記載した金額と同額である。

エ 納付すべき法人税額 1億1155万3400円

上記金額は、前記イの金額から前記ウの金額を控除した金額である。

オ 確定申告に係る法人税額 9037万3700円

上記金額は、原告Bが原告B平成10年9月期法人税確定申告書に記載した法人税額と同額である。

カ 差引納付すべき法人税額 2117万9700円

上記金額は、前記エの金額から前記オの金額を控除した金額である。

(2) 平成10年9月期の法人税に係る更正の適法性について

前記(1)で述べたとおり、被告が本訴において主張する平成10年9月期の原告Bの所得金額は2億9958万1463円、納付すべき法人税額は1億1155万3400円であり、これらは、いずれも平成10年9月期の法人税に係る更正における所得金額及び納付すべき税額と同額であるから、平成10年9月期の法人税に係る更正は適法である。

4 平成11年9月期の法人税について

(1) 平成11年9月期の法人税に係る更正の根拠について

ア 所得金額 2億9883万3874円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の金額を合計し、(ウ)の金額を控除した金額である。

(ア) 申告所得金額 2億0044万8843円

上記金額は、原告Bが、平成11年11月29日、相模原税務署長に提出した平成11年9月期の法人税の確定申告書(以下「原告B平成11年9月期法人税確定申告書」という。)に記載された所得金額である。

(イ) 所得金額に加算すべき金額 1億2197万5308円

上記金額は、次のaからeまでの金額を合計した金額である。

a 損金の額に算入されない土地仕入高の架空計上額 3000万円

上記金額は、原告Bが、平成11年9月期の法人税の申告において土地仕入高として損金に算入した金額のうち、原告Bが競売により神奈川県相模原市の土地及びその上に存する建物を取得した際に、これらの所有者であったE及びその建物の居住者であったFに架空領収証を作成させ、これを根拠に立退料費用として損金の額に算入させていた架空の土地仕入高の金額である。

b 損金の額に算入されない外注加工費の架空計上額 8111万3698円

上記金額は、原告Bが、平成11年9月期の法人税の申告において外注加工費として損金の額に算入した金額のうち、原告Bが丙に対して支払ったとして損金の額に算入させていた前記1(1)ア(イ)aと同旨の外注加工費の金額である。

c 損金の額に算入されない期首未成工事原価 27万4285円

上記金額は、前記3(1)ア(ウ)bに記載した金額につき、原告Bが平成11年9月期において期首未成工事原価として原価に振り替え、損金の額に算入した金額であり、原告B

の平成11年9月期の損金の額とはならない金額である。

d 損金の額に算入されない役員報酬の架空計上額 1020万円

上記金額は、原告Bが平成11年9月期の法人税の申告において役員報酬として損金の額に算入した金額のうち、乙に対する役員賞与であるにもかかわらず、原告Bの経営に従事していないD及び戊に対して支給したとして損金の額に算入した架空役員報酬の金額である。

e 損金の額に算入されない減価償却費 38万7325円

上記金額は、原告Bが平成11年9月期の法人税の申告において減価償却費として損金の額に算入した金額のうち、本件B青色取消処分により、特定情報通信機器を取得した場合の特別償却（租税特別措置法45条の3（平成12年法律第13号による改正前のもの））の適用ができなくなったことに伴う減価償却の償却超過額である。

(ウ) 所得金額から減算すべき金額 2359万0277円

上記金額は、次のaからcまでの金額を合計した金額である。

a 外注加工費の損金算入額 1649万2959円

上記金額は、前記(イ)bに記載した外注加工費の金額のうち、Jに対する正規の外構工事の対価であり、平成11年9月期における外注加工費として損金の額に算入されるものである。

b 租税公課の損金算入額 18円

上記金額は、前記(イ)bに係る仮払消費税等の減少額405万5682円と平成11年9月期の消費税等に係る更正により新たに納付すべきこととなる消費税等の額405万5700円との差額である。

c 事業税の損金算入額 709万7300円

上記金額は、原告Bの平成10年9月期の法人税に係る更正に伴い増加する事業税相当額であり、平成11年9月期の損金の額に算入されるものである。

イ 所得金額に対する法人税額 1億0233万7385円

上記金額は、前記アの所得金額に法人税法66条1項及び2項に規定する税率を乗じて計算した金額である。

ウ 法人税額から控除される所得税額 23万5950円

上記金額は、法人税法68条1項（平成15年法律第8号による改正前のもの）に規定する法人税額から控除される所得税額であり、原告Bが原告B平成11年9月期法人税確定申告書に記載した金額と同額である。

エ 納付すべき法人税額 1億0210万1400円

上記金額は、前記イの金額から前記ウの金額を控除した金額である。

オ 確定申告に係る法人税額 7348万5100円

上記金額は、原告Bが原告B平成11年9月期法人税確定申告書に記載した法人税額と同額である。

カ 差引納付すべき法人税額 2861万6300円

上記金額は、前記エの金額から前記オの金額を控除した金額である。

(2) 平成11年9月期の法人税に係る更正の適法性について

前記(1)で述べたとおり、被告が本訴において主張する平成11年9月期の原告Bの所得金額

は2億9883万3874円、納付すべき法人税額は1億0210万1400円であり、これらは、いずれも平成11年9月期の法人税に係る更正における所得金額及び納付すべき税額と同額であるから、平成11年9月期の法人税に係る更正は適法である。

5 平成12年9月期の法人税について

(1) 平成12年9月期の法人税に係る更正の根拠について

ア 所得金額 2億1647万5991円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の金額を合計し、(ウ)の金額を控除した金額である。

(ア) 申告所得金額 1億7360万1159円

上記金額は、原告Bが平成12年11月24日、相模原税務署長に提出した平成12年9月期の法人税の確定申告書（以下「原告B平成12年9月期法人税確定申告書」という。）に記載された所得金額である。

(イ) 所得金額に加算すべき金額 7064万4572円

上記金額は、次のaからdまでの金額を合計した金額である。

a 損金の額に算入されない外注加工費の架空計上額 5982万0956円

上記金額は、原告Bが平成12年9月期の法人税の申告において外注加工費として損金の額に算入し、丙に対する外注加工費として計上した金額のうち、J及びKことK（以下「K」という。）との取引につき、原告Bが丙及びJ又はKと通謀した上、損金の額に計上した前記1(1)ア(イ)aと同旨の外注加工費の金額である。

b 損金の額に算入されない役員報酬の架空計上額 1020万円

上記金額は、原告Bが平成12年9月期の法人税の申告において役員報酬として損金の額に算入した金額のうち、乙に対する役員賞与であるにもかかわらず、原告Bの経営に従事していないD及び戊に対して支給したとして損金の額に算入した架空役員報酬の金額である。

c 損金の額に算入されない減価償却費 62万3572円

上記金額は、原告Bが平成12年9月期の法人税の申告において減価償却費として損金の額に算入した金額のうち、本件B青色取消処分により、特定情報通信機器を取得した場合の特別償却（租税特別措置法45条の3（平成12年法律第13号による改正前及び平成13年法律第7号による改正前のもの））の適用ができなくなったことに伴う減価償却の償却超過額である。

d 損金の額に算入されない租税公課の額 44円

上記金額は、前記aに係る仮払消費税等の減少額299万1044円と平成12年9月期の消費税等に係る更正により新たに納付すべきこととなる消費税等の額299万1000円との差額である。

(ウ) 所得金額から減算すべき金額 2776万9740円

上記金額は、次のaからcまでの金額を合計した金額である。

a 外注加工費の損金算入額 1791万0285円

上記金額は、J及びKに対する外構工事の対価であり、平成12年9月期にける外注加工費として損金の額に算入されるものである。

b 減価償却費の損金算入額 12万3555円

上記金額は、前記4(1)ア(イ)eに記載した原告Bの平成11年9月期に係る特定情報

通信機器の即時償却額の償却超過額のうち、法人税法31条1項及び法人税基本通達7-5-1(2)により、平成12年9月期の損金の額に算入される金額である。

c 事業税の損金算入額 973万5900円

上記金額は、原告Bの平成11年9月期の法人税に係る更正に伴い増加する事業税相当額であり、平成12年9月期の損金の額に算入されるものである。

イ 所得金額に対する法人税額 6430万2500円

上記金額は、前記アの所得金額に経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律16条(平成14年法律第79号による改正前のもの)1項に規定する税率を乗じて計算した金額である。

ウ 課税留保金額に対する税額 130万4500円

上記金額は、課税留保金額1304万5000円(通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)に法人税法67条1項(平成13年法律第6号による改正前のもの)に規定する税率を乗じて計算した金額である。

エ 法人税額から控除される所得税額 15万4127円

上記金額は、法人税法68条1項(平成15年法律第8号による改正前のもの)に規定する法人税額から控除される所得税額であり、原告Bが原告B平成12年9月期法人税確定申告書に記載した金額と同額である。

オ 納付すべき法人税額 6545万2800円

上記金額は、前記イ及びウの各金額の合計金額から前記エの金額を控除した金額である。

カ 確定申告に係る法人税額 5710万4000円

上記金額は、原告Bが原告B平成12年9月期法人税確定申告書に記載した法人税額と同額である。

キ 差引納付すべき法人税額 834万8800円

上記金額は、前記オの金額から前記カの金額を控除した金額である。

(2) 平成12年9月期の法人税に係る更正の適法性について

前記(1)で述べたとおり、被告が本訴において主張する平成12年9月期の原告Bの所得金額は2億1647万5991円、納付すべき法人税額は6545万2800円であり、これらは、いずれも平成12年9月期の法人税に係る更正における所得金額及び納付すべき税額と同額であるから、平成12年9月期の法人税に係る更正は適法である。

第2 本件B消費税等各更正の根拠及び適法性

1 平成8年9月期の消費税について

(1) 平成8年9月期の消費税に係る更正の根拠について

ア 課税標準額 7億9572万8000円

上記金額は、原告Bが、平成9年5月28日、相模原税務署長に提出した平成8年9月期の消費税の修正申告書(以下「原告B平成8年9月期消費税修正申告書」という。)に記載した課税標準額と同額である。

イ 課税標準額に対する消費税額 2387万1840円

上記金額は、前記アの金額に消費税法29条(平成6年法律第109号による改正前のもの)に規定する100分の3の税率を乗じて算出した金額であり、原告B平成8年9月期消費税修正申告書に記載した金額と同額である。

ウ 控除対象仕入税額 1906万2611円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)の金額を控除した金額である。

(ア) 修正申告における控除対象仕入税額 2027万3507円

上記金額は、原告B平成8年9月期消費税修正申告書に記載した控除対象仕入税額と同額である。

(イ) 控除対象仕入税額の過大計上 121万0896円

上記金額は、原告Bが、平成8年9月期において、前記第1、1(1)ア(イ)a記載の外注加工費を損金の額に算入するとともに、仕入控除の対象とした外注加工費の合計額4157万4159円につき、消費税法30条1項(平成6年法律第109号による改正前のもの)の規定に基づき算出した消費税額である(なお、原告Bは平成8年9月期において税込経理方式を採用している。)

エ 納付すべき消費税額 480万9200円

上記金額は、前記イから前記ウの金額を控除した金額である(通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。)

オ 修正申告における消費税額 359万8300円

上記金額は、原告Bが原告B平成8年9月期消費税修正申告書に記載した消費税額である。

カ 差引納付すべき消費税額 121万0900円

上記金額は、前記エから前記オの金額を控除した金額である。

(2) 平成8年9月期の消費税に係る更正の適法性について

前記(1)で述べたとおり、被告が本訴において主張する平成8年9月期の原告Bの納付すべき消費税額は480万9200円であり、平成8年9月期の消費税に係る更正の納付すべき税額と同額であるから、平成8年9月期の消費税に係る更正は適法である。

2 平成9年9月期の消費税等について

(1) 平成9年9月期の消費税に係る更正の根拠について

平成9年9月期は、平成6年法律第109号による改正法の施行日である平成9年4月1日を境に適用税率が異なることから、課税標準額、消費税額及び控除対象仕入税額の算出に当たっては、施行日前の期間及び施行日以後の期間を区分し計算することとなる。したがって、以下においては必要に応じ各項目内で施行日前の期間に係るものを「税率3%適用分」、施行日以後の期間に係るものを「税率4%適用分」と区分することとする。

ア 課税標準額 13億3927万1000円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の金額を合計した金額である。

(ア) 税率3%適用分 10億7438万3000円

上記金額は、原告Bが、平成9年11月28日、相模原税務署長に提出した平成9年9月期の消費税等の確定申告書(以下「原告B平成9年9月期消費税等確定申告書」という。)に記載した税率3%適用分の係る課税標準額と同額である。

(イ) 税率4%適用分 2億6488万8000円

上記金額は、原告B平成9年9月期消費税等確定申告書に記載した税率4%適用分に係る課税標準額と同額である。

イ 課税標準額に対する消費税額 4282万7010円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の金額を合計した金額である。

(ア) 税率３％適用分 ３２２３万１４９０円

上記金額は、前記ア(ア)の金額に消費税法２９条に規定する１００分の３の税率を乗じて算出した金額であり、原告Ｂ平成９年９月期消費税等確定申告書において税率３％適用分に係る消費税額として記載した金額と同額である。

(イ) 税率４％適用分 １０５９万５５２０円

上記金額は、前記ア(イ)の金額に消費税法２９条に規定する１００分の４の税率を乗じて算出した金額であり、原告Ｂ平成９年９月期消費税等確定申告書において税率４％適用分に係る消費税額として記載した金額と同額である。

ウ 控除対象仕入税額 ３４８８万３４２７円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の金額を合計した金額である。

(ア) 税率３％適用分 １８１０万４７７４円

上記金額は、次のａの金額からｂの金額を控除した金額である。

ａ 確定申告における控除対象仕入税額 １９９６万２９９６円

上記金額は、原告Ｂ平成９年９月期消費税等確定申告書に記載した税率３％適用分の係る控除対象仕入税額と同額である。

ｂ 控除対象仕入税額の過大計上 １８５万８２２２円

上記金額は、原告Ｂが平成９年９月期において、前記第１、２(１)ア(イ)ｃ記載の外注加工費を損金の額に算入するとともに、仕入控除の対象とした外注加工費の合計額９４７８万９３００円のうち、平成９年３月３１日以前における取引金額である６３７９万９０００円につき、消費税法３０条１項（平成６年法律第１０９号による改正前のもの）の規定に基づき算出した消費税額である（なお、原告Ｂは平成９年９月期において税込経理方式を採用している。以下同じ。）。

(イ) 税率４％適用分 １６７７万８６５３円

上記金額は、次のａの金額からｂの金額を控除した金額である。

ａ 確定申告における控除対象仕入税額 １８５３万６６８４円

上記金額は、原告Ｂ平成９年９月期消費税等確定申告書に記載した税率４％適用分の係る控除対象仕入税額と同額である。

ｂ 控除対象仕入税額の過大計上 １７５万８０３１円

上記金額は、次の(ａ)及び(ｂ)の金額を合計した金額である。

(ａ) 本件材料仕入れに係る消費税額 ５７万７４４７円

上記金額は、前記第１、２(１)ア(イ)ｂ記載の本件材料仕入れを損金の額に算入するとともに、仕入控除の対象とした建物・材料仕入の合計額１５１５万８０００円につき、消費税法３０条１項（平成１２年法律第２６号による改正前のもの）の規定に基づき算出した消費税額である。

(ｂ) 外注加工費に係る消費税額 １１８万０５８４円

上記金額は、原告Ｂが平成９年９月期において、前記第１、２(１)ア(イ)ｃ記載の外注加工費を損金の額に算入するとともに、仕入控除の対象とした外注加工費の合計額９４７８万９３００円のうち、平成９年３月３１日以前における取引金額である３０９９万０３００円につき、消費税法３０条１項（平成１２年法律第２６号による改正前のもの）の規定に基づき算出した消費税額である。

- エ 納付すべき消費税額 794万3500円
上記金額は、前記イから前記ウの金額を控除した金額である。
- オ 確定申告における消費税額 432万7300円
上記金額は、原告Bが原告B平成9年9月期消費税等確定申告書に記載した消費税額である。
- カ 差引納付すべき消費税額 361万6200円
上記金額は、前記エから前記オの金額を控除した金額である。

(2) 平成9年9月期の地方消費税に係る更正の根拠について

- ア 還付すべき地方消費税額 154万5783円
上記金額は、地方消費税の課税標準として地方税法72条の77第2号に規定する金額である前記(1)イ(イ)から前記(1)ウ(イ)の金額を控除した控除不足還付税額618万3133円(通則法120条1項及び地方税法72条の82の規定を適用した後のもの)に同法72条の83に規定する税率100分の25を乗じた金額である。
- イ 確定申告における還付すべき地方消費税額 198万5291円
上記金額は、原告Bが原告B平成9年9月期消費税等確定申告書に記載した還付すべき地方消費税額である。
- ウ 差引納付すべき地方消費税額 43万9500円
上記金額は、前記イから前記アの金額を控除した金額である(地方税法20条の4の2第3項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。)

(3) 平成9年9月期の消費税等に係る更正の適法性について

前記(1)及び(2)で述べたとおり、被告が本訴において主張する平成9年9月期の原告Bの納付すべき消費税額及び還付すべき地方消費税額は794万3500円及び154万5783円であり、これらは、いずれも平成9年9月期の消費税等に係る更正の納付すべき税額及び還付すべき地方消費税額と同額であるから、平成9年9月期の消費税等に係る更正は適法である。

3 平成10年9月期の消費税等について

(1) 平成10年9月期の消費税に係る更正の根拠について

- ア 課税標準額 12億0191万6000円
上記金額は、原告Bが平成10年11月30日、相模原税務署長に提出した平成10年9月期の消費税等の確定申告書(以下「原告B平成10年9月期消費税等確定申告書」という。)に記載した課税標準額と同額である。
- イ 課税標準額に対する消費税額 4807万6640円
上記金額は、前記アの金額に消費税法29条に規定する100分の4の税率を乗じて算出した金額であり、原告B平成10年9月期消費税等確定申告書に記載した金額と同額である。
- ウ 控除対象仕入税額 3002万7780円
上記金額は、次の(ア)及び(イ)の金額を合計した金額である。
- (ア) 税率3%適用分 3万9262円
上記金額は、原告B平成10年9月期消費税等確定申告書に記載した税率3%適用分の係る控除対象仕入税額と同額である。
- (イ) 税率4%適用分 2998万8518円
上記金額は、次のaの金額からbの金額を控除した金額である。
- a 確定申告における控除対象仕入税額 3326万9272円

上記金額は、原告B平成10年9月期消費税等確定申告書に記載した税率4%適用分の係る控除対象仕入税額と同額である。

b 控除対象仕入税額の過大計上 328万0754円

上記金額は、原告Bが平成10年9月期において、前記第1、3(1)ア(イ)a記載の外注加工費を損金の額に算入するとともに、仕入控除の対象とした外注加工費の合計額8201万8894円につき、消費税法30条1項(平成12年法律第26号による改正前のもの)の規定に基づき算出した消費税額である(なお、原告Bは平成10年9月期において税抜経理方式を採用している。)

エ 納付すべき消費税額 1804万8800円

上記金額は、前記イから前記ウの金額を控除した金額である。

オ 確定申告における消費税額 1476万8100円

上記金額は、原告Bが原告B平成10年9月期消費税等確定申告書に記載した消費税額である。

カ 差引納付すべき消費税額 328万0700円

上記金額は、前記エから前記オの金額を控除した金額である。

(2) 平成10年9月の地方消費税に係る更正の根拠について

ア 納付すべき地方消費税額 452万2000円

上記金額は、地方消費税の課税標準として地方税法72条の77第2号(同法72条の82の規定を適用した後のもの)に規定する金額である前記(1)イから前記(1)ウ(イ)の金額を控除した1808万8100円(通則法119条1項及び地方税法72条の82の規定を適用した後のもの)に同法72条の83に規定する税率100分の25を乗じた金額である。

イ 確定申告における地方消費税額 370万1800円

上記金額は、原告Bが原告B平成10年9月期消費税等確定申告書に記載した地方消費税額である。

ウ 差引納付すべき地方消費税額 82万0200円

上記金額は、前記アから前記イの金額を控除した金額である。

(3) 平成10年9月期の消費税等に係る更正の適法性について

前記(1)及び(2)で述べたとおり、被告が本訴において主張する平成10年9月期の原告Bの納付すべき消費税額及び地方消費税額はそれぞれ1804万8800円及び452万2000円であり、これらは、いずれも平成10年9月期の消費税等に係る更正の納付すべき税額と同額であるから、平成10年9月期の消費税等に係る更正は適法である。

4 平成11年9月期の消費税等について

(1) 平成11年9月期の消費税に係る更正の根拠について

ア 課税標準額 8億5231万1000円

上記金額は、原告Bが平成11年11月29日、相模原税務署長に提出した平成11年9月期の消費税等の確定申告書(以下「原告B平成11年9月期消費税等確定申告書」という。)に記載した課税標準額と同額である。

イ 課税標準額に対する消費税額 3409万2440円

上記金額は、前記アの金額に消費税法29条に規定する100分の4の税率を乗じて算出した金額であり、原告B平成11年9月期消費税等確定申告書に記載した金額と同額である。

ウ 控除対象仕入税額 2284万2004円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の金額を合計した金額である。

(ア) 税率3%適用分 3万9068円

上記金額は、原告B平成11年9月期消費税等確定申告書に記載した税率3%適用分の係る控除対象仕入税額と同額である。

(イ) 税率4%適用分 2280万2936円

上記金額は、次のaの金額からbの金額を控除した金額である。

a 確定申告における控除対象仕入税額 2604万7483円

上記金額は、原告B平成11年9月期消費税等確定申告書に記載した税率4%適用分の係る控除対象仕入税額と同額である。

b 控除対象仕入税額の過大計上 324万4547円

上記金額は、原告Bが平成11年9月期において、前記第1、4(1)ア(イ)b記載の外注加工費を損金の額に算入するとともに、仕入控除の対象とした外注加工費の合計額811万3698円につき、消費税法30条1項(平成12年法律第26号による改正前のもの)の規定に基づき算出した消費税額である(なお、原告Bは平成11年9月期において税抜経理方式を採用している。)

エ 納付すべき消費税額 1125万0400円

上記金額は、前記イから前記ウの金額を控除した金額である。

オ 確定申告における消費税額 800万5800円

上記金額は、原告Bが原告B平成11年9月期消費税等確定申告書に記載した消費税額である。

カ 差引納付すべき消費税額 324万4600円

上記金額は、前記エから前記オの金額を控除した金額である。

(2) 平成11年9月の地方消費税に係る更正の根拠について

ア 納付すべき地方消費税額 282万2300円

上記金額は、地方消費税の課税標準として地方税法72条の77第2号(同法72条の82の規定を適用した後のもの)に規定する金額である前記(1)イから前記(1)ウ(イ)の金額を控除した1128万9500円(通則法119条1項及び地方税法72条の82の規定を適用した後のもの)に同法72条の83に規定する税率100分の25を乗じた金額である。

イ 確定申告における地方消費税額 201万1200円

上記金額は、原告Bが原告B平成11年9月期消費税等確定申告書に記載した地方消費税額である。

ウ 差引納付すべき地方消費税額 81万1100円

上記金額は、前記アから前記イの金額を控除した金額である。

(3) 平成11年9月期の消費税等に係る更正の適法性について

前記(1)及び(2)で述べたとおり、被告が本訴において主張する平成11年9月期の原告Bの納付すべき消費税額及び地方消費税額は1125万0400円及び282万2300円であり、これらは、いずれも平成11年9月期の消費税等に係る更正の納付すべき税額と同額であるから、平成11年9月期の消費税等に係る更正は適法である。

5 平成12年9月期の消費税等について

(1) 平成12年9月期の消費税に係る更正の根拠について

ア 課税標準額 11億3238万6000円

上記金額は、原告Bが平成12年11月24日、相模原税務署長に提出した平成12年9月期の消費税等の確定申告書（以下「原告B平成12年9月期消費税等確定申告書」という。）に記載した課税標準額と同額である。

イ 課税標準額に対する消費税額 4529万5440円

上記金額は、前記アの金額に消費税法29条に規定する100分の4の税率を乗じて算出した金額であり、原告B平成12年9月期消費税等確定申告書に記載した金額と同額である。

ウ 控除対象仕入税額 3581万2151円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の金額を合計した金額である。

(ア) 税率3%適用分 2万7567円

上記金額は、原告B平成12年9月期消費税等確定申告書に記載した税率3%適用分の係る控除対象仕入税額と同額である。

(イ) 税率4%適用分 3578万4584円

上記金額は、次のaの金額からbの金額を控除した金額である。

a 確定申告における控除対象仕入税額 3817万7421円

上記金額は、原告B平成12年9月期消費税等確定申告書に記載した税率4%適用分の係る控除対象仕入税額と同額である。

b 控除対象仕入税額の過大計上 239万2837円

上記金額は、原告Bが平成12年9月期において、前記第1、5(1)ア(イ)a記載の外注加工費を損金の額に算入するとともに、仕入控除の対象とした外注加工費の合計額5982万0956円につき、消費税法30条1項（平成12年法律第26号による改正前のもの）の規定に基づき算出した消費税額である（なお、原告Bは平成12年9月期において税抜経理方式を採用している。）。

エ 貸倒れに係る税額 7万6190円

上記金額は、原告B平成12年9月期消費税等確定申告書に記載した税率4%適用分の係る貸倒れに係る税額と同額である。

オ 納付すべき消費税額 940万7000円

上記金額は、前記イの金額から前記ウ及びエの金額を控除した金額である。

カ 確定申告における消費税額 701万4200円

上記金額は、原告Bが原告B平成12年9月期消費税等確定申告書に記載した消費税額である。

キ 差引納付すべき消費税額 239万2800円

上記金額は、前記オから前記カの金額を控除した金額である。

(2) 平成12年9月の地方消費税に係る更正の根拠について

ア 納付すべき地方消費税額 235万8600円

上記金額は、地方消費税の課税標準として地方税法72条の77第2号（同法72条の82の規定を適用した後のもの）に規定する金額である前記(1)イから前記(1)ウ(イ)及び同エの金額を控除した943万4600円（通則法119条1項及び地方税法72条の82の規定を適用した後のもの）に同法72条の83に規定する税率100分の25を乗じた金額である。

イ 確定申告における地方消費税額 176万0400円

上記金額は、原告Bが原告B平成12年9月期消費税等確定申告書に記載した地方消費税額である。

ウ 差引納付すべき地方消費税額 59万8200円

上記金額は、前記アから前記イの金額を控除した金額である。

(3) 平成12年9月期の消費税等に係る更正の適法性について

前記(1)及び(2)で述べたとおり、被告が本訴において主張する平成12年9月期の原告Bの納付すべき消費税額及び地方消費税額は940万7000円及び235万8600円であり、これらは、いずれも平成12年9月期の消費税等に係る更正の納付すべき税額と同額であるから、平成12年9月期の消費税等に係る更正は適法である。

第3 本件B各納税告知処分の根拠及び適法性

1 本件B各納税告知処分の根拠について

(1) 平成9年7月から同年12月分の源泉所得税の不納付税額（同10年1月12日法定納期限のもの） 289万1775円

(2) 平成10年7月から同年12月分の源泉所得税の不納付税額（同11年1月11日法定納期限のもの） 124万6886円

(3) 平成11年1月から同年6月分の源泉所得税の不納付税額（同年7月12日法定納期限のもの） 125万1959円

(4) 平成11年7月から同年12月分の源泉所得税の不納付税額（同12年1月11日法定納期限のもの） 127万5000円

(5) 平成12年1月から同年6月分の源泉所得税の不納付税額（同年7月10日法定納期限のもの） 127万6384円

(6) 平成12年7月から同年11月分の源泉所得税の不納付税額（同13年1月10日法定納期限のもの） 63万9576円

上記金額は、平成8年9月期から平成12年9月期までにおける役員報酬等（前記第1の1(1)ア(イ)b、2(1)ア(イ)d及びe、3(1)ア(イ)c、4(1)ア(イ)d並びに5(1)ア(イ)b。以下、これらを併せて「本件Dら役員報酬等」という。）は乙の給与所得と認められることから、本件Dら役員報酬等を同人に対する役員報酬に加算した上、所得税法185条1項1号の規定より同人に対する所得税の徴収税額を算出し、同人の役員報酬及び本件Dら役員報酬等の名義人に係る源泉所得税の既納付税額を控除した金額であり、上記源泉所得税の納付年月に係る不納付税額である。

2 本件B各納税告知処分の適法性について

前記1で述べたとおり、被告が本訴において主張する平成9年7月分から同年12月分まで、同10年7月分から同年12月分まで、同11年1月分から同年6月分まで、同11年7月分から同年12月分まで、同12年1月分から同年6月分まで及び同12年7月から同年11月分までの源泉所得税の不納付税額は、それぞれ289万1775円、124万6886円、125万1959円、127万5000円、127万6384円及び63万9576円であり、これらはいずれも本件B各納税告知処分の金額を上回るから、本件B各納税告知処分は適法である。

第4 本件B各賦課決定の根拠及び適法性

1 本件B法人税各加重算税賦課決定の根拠及び適法性

(1) 平成8年9月期について

前記第1、1(1)ア(イ)a及び同bで述べたとおり、前記外注加工費は、原告Bが丙及びJと通謀の上、原告BとJの取引との間に丙を介在させ、前記外注加工費があたかも正当な取引であるかのように装った架空の取引であること、前記役員報酬は、原告Bの経営に従事していない戊に対し、あたかも取締役に対する報酬を支給したかのように装った架空の役員報酬であり、原告Bはこのような行為に基づき、総勘定元帳及び決算書に虚偽記載を行い、平成8年9月期の法人税を過少に申告したものであって、このような行為が通則法68条1項所定の「課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当することは明らかである。

重加算税の額は、前記第1、1(1)カの差引納付すべき法人税額1102万円（通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に、通則法68条1項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算定した金額385万7000円となり、平成8年9月期の法人税に係る重加算税賦課決定の額と同額であるから、平成8年9月期の法人税に係る重加算税賦課決定は適法である。

(2) 平成9年9月期について

前記第1、2(1)ア(イ)aからeまでで述べたとおり、前記外注加工費等は、原告Bが丙及びJと通謀の上、原告BとJの取引との間に丙を介在させ、前記外注加工費等があたかも正当な取引であるかのように装った架空の取引であること、本件材料仕入れは、原告BがIと通謀の上、本件I貸付金を建材の仕入れに仮装した取引であること、前記役員報酬等は、原告Bの経営に従事していないD及び戊に対し、あたかも取締役に対する報酬を支給したかのように装った架空の役員報酬ないしは勤務実態のない戊に給与を支給したかのように装った架空の役員報酬ないしは給与であり、原告Bはこのような行為に基づき、総勘定元帳及び決算書に虚偽記載を行い、平成9年9月期の法人税を過少に申告したものであって、このような行為が通則法68条1項所定の「課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当することは明らかである。

重加算税の額は、前記第1、2(1)カの差引納付すべき法人税額3417万円（通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に、通則法68条1項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算定した金額1195万9500円となり、平成9年9月期の法人税に係る重加算税賦課決定の額と同額であるから、平成9年9月期の法人税に係る重加算税賦課決定は適法である。

(3) 平成10年9月期について

前記第1、3(1)ア(イ)aからcまでで述べたとおり、前記外注加工費及び期首未成工事原価は、原告Bが丙及びJと通謀の上、原告BとJの取引との間に丙を介在させ、外注加工費があたかも正当な取引であるかのように装った架空の取引であること、前記役員報酬は、原告Bの経営に従事していないD及び戊に対し、あたかも取締役に対する報酬を支給したかのように装った架空の役員報酬であり、原告Bはこのような行為に基づき、総勘定元帳及び決算書に虚偽記載を行い、平成10年9月期の法人税を過少に申告したものであって、このような行為が通則法68条1項所定の「課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当することは明らかである。

重加算税の額は、前記第1、3(1)カの差引納付すべき法人税額2117万円（通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に、通則法68条1項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算定した金額740万9500円となり、平成10年9月期の法人税に係る重加算税賦課決定の額と同額であるから、平成10年9月期の法人税に係る重加算税賦課決定は適法である。

(4) 平成11年9月期について

前記第1、4(1)ア(イ)aからeまでで述べたとおり、前記土地仕入高は、原告Bが競売により取得した土地に係る架空の立退料の支払事実をねつ造した取引であること、前記外注加工費及び期首未成工事原価は、原告Bが丙及びJと通謀の上、原告BとJの取引との間に丙を介在させ、前記外注加工費があたかも正当な取引であるかのように装った架空の取引であること、前記役員報酬は、原告Bの経営に従事していないD及び戊に対し、あたかも取締役に対する報酬を支給したかのように装った架空の役員報酬であり、原告Bはこのような行為に基づき、総勘定元帳及び決算書に虚偽記載を行い、平成11年9月期の法人税を過少に申告したものであって、このような行為が通則法68条1項所定の「課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当することは明らかである。

重加算税の額は、前記第1、4(1)カの差引納付すべき法人税額2861万円（通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に、通則法68条1項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算定した金額1001万3500円となり、平成11年9月期の法人税に係る重加算税賦課決定の額と同額であるから、平成11年9月期の法人税に係る重加算税賦課決定は適法である。

(5) 平成12年9月期について

前記第1、5(1)ア(イ)a及びbで述べたとおり、前記外注加工費は、原告Bが丙及びJ又はKと通謀の上、原告BとJ又はKの取引との間に丙を介在させ、前記外注加工費があたかも正当な取引であるかのように装った架空の取引であること、前記役員報酬は、原告Bの経営に従事していないD及び戊に対し、あたかも取締役に対する報酬を支給したかのように装った架空の役員報酬であり、原告Bはこのような行為に基づき、総勘定元帳及び決算書に虚偽記載を行い、平成12年9月期の法人税を過少に申告したものであって、このような行為が通則法68条1項所定の「課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当することは明らかである。

重加算税の額は、前記第1、5(1)カの差引納付すべき法人税額834万円（通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に、通則法68条1項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算定した金額291万9000円となり、平成12年9月期の法人税に係る重加算税賦課決定の額と同額であるから、平成12年9月期の法人税に係る重加算税賦課決定は適法である。

2 本件B消費税等各重加算税賦課決定の根拠及び適法性について

(1) 平成8年9月期について

前記第2、1(1)ウ(イ)で述べたとおり、前記外注加工費は、原告Bが丙及びJと通謀の上、原告BとJの取引との間に丙を介在させ、前記外注加工費があたかも正当な取引であるかのように

に装った架空の取引であり、原告Bはこのような行為に基づき、総勘定元帳及び決算書に虚偽記載を行い、平成8年9月期の消費税を過少に申告したものであって、このような行為が通則法68条1項所定の「課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当することは明らかである。

重加算税の額は、前記第2、1(1)カの差引納付すべき消費税額121万円（通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に、通則法68条1項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算定した金額42万3500円となり、平成8年9月期の消費税等に係る重加算税賦課決定の額と同額であるから、平成8年9月期の消費税等に係る重加算税賦課決定は適法である。

(2) 平成9年9月期について

前記第2、2(1)ウ(ア)ｂ及び同(イ)ｂで述べたとおり、前記外注加工費は、原告Bが丙及びJと通謀の上、原告BとJの取引との間に丙を介在させ、前記外注加工費があたかも正当な取引であるかのように装った架空の取引であること、本件材料仕入れは、原告BがIと通謀の上、本件I貸付金を建材の仕入れに仮装した取引であり、原告Bはこのような行為に基づき、総勘定元帳及び決算書に虚偽記載を行い、平成9年9月期の消費税等を過少に申告したものであって、このような行為が通則法68条1項所定の「課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当することは明らかである。

重加算税の額は、地方税法附則9条の9第1項の規定に基づき、前記第2、2(1)カの差引納付すべき消費税額及び同(2)ウの差引納付すべき地方消費税額を合算した405万円（通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に、通則法68条1項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算出した金額141万7500円となり、平成9年9月期の消費税等に係る重加算税賦課決定の額と同額であるから、平成9年9月期の消費税等に係る重加算税賦課決定は適法である。

(3) 平成10年9月期について

前記第2、3(1)ウ(イ)ｂで述べたとおり、前記外注加工費は、原告Bが丙及びJと通謀の上、原告BとJの取引との間に丙を介在させ、前記外注加工費があたかも正当な取引であるかのように装った架空の取引であり、原告Bはこのような行為に基づき、総勘定元帳及び決算書に虚偽記載を行い、平成10年9月期の消費税等を過少に申告したものであって、このような行為が通則法68条1項所定の「課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当することは明らかである。

重加算税の額は、地方税法附則9条の9第1項の規定に基づき、前記第2、3(1)カの差引納付すべき消費税額及び同(2)ウの差引納付すべき地方消費税額を合算した410万円（通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に、通則法68条1項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算出した金額143万5000円となり、平成10年9月期の消費税等に係る重加算税賦課決定の額と同額であるから、平成10年9月期の消費税等に係る重加算税賦課決定は適法である。

(4) 平成11年9月期について

前記第2、4(1)ウ(イ)bで述べたとおり、前記外注加工費は、原告Bが丙及びJと通謀の上、原告BとJの取引との間に丙を介在させ、前記外注加工費があたかも正当な取引であるかのように装った架空の取引であり、原告Bはこのような行為に基づき、総勘定元帳及び決算書に虚偽記載を行い、平成11年9月期の消費税等を過少に申告したものであって、このような行為が通則法68条1項所定の「課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当することは明らかである。

重加算税の額は、地方税法附則9条の9第1項の規定に基づき、前記第2、4(1)カの差引納付すべき消費税額及び同(2)ウの差引納付すべき地方消費税額を合算した405万円（通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に、通則法68条1項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算出した金額141万7500円となり、平成11年9月期の消費税等に係る重加算税賦課決定の額と同額であるから、平成11年9月期の消費税等に係る重加算税賦課決定は適法である。

(5) 平成12年9月期について

前記第2、5(1)ウ(イ)bで述べたとおり、前記外注加工費は、原告Bが丙及びJ又はKと通謀の上、原告BとJ又はKの取引との間に丙を介在させ、前記外注加工費があたかも正当な取引であるかのように装った架空の取引であり、原告Bはこのような行為に基づき、総勘定元帳及び決算書に虚偽記載を行い、平成12年9月期の消費税等を過少に申告したものであって、このような行為が通則法68条1項所定の「課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当することは明らかである。

重加算税の額は、地方税法附則9条の9第1項の規定に基づき、前記第2、5(1)キの差引納付すべき消費税額及び同(2)ウの差引納付すべき地方消費税額を合算した299万円（通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に、通則法68条1項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算出した金額104万6500円となり、平成12年9月期の消費税等に係る重加算税賦課決定の額と同額であるから、平成12年9月期の消費税等に係る重加算税賦課決定は適法である。

3 本件B源泉所得税各重加算税賦課決定の根拠及び適法性

相模原税務署長は、原告Bに対し、通則法68条3項（平成18年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。）により、本件B各納税告知処分により発生した不納付税額を基礎として、それぞれ次のとおり計算した重加算税を賦課決定したものであり、本件B源泉所得税各重加算税賦課決定はいずれも適法である。

(1) 平成9年7月分から同年12月分までについて

前記第3、1と前記第1、2(1)ア(イ)d及び3(1)ア(イ)cで述べたとおり、前記役員報酬は乙の給与所得と認められるところ、前記役員報酬は、原告Bの経営に従事していないD及び戊に対し、あたかも取締役に対する報酬を支給したかのように装った架空の役員報酬であり、原告Bはこのような行為に基づき、帳簿書類、総勘定元帳及び決算書に虚偽記載を行い、平成9年7月分から同年12月分までの源泉徴収税額を法定納期限までに完納しなかったものであって、このような行為が通則法68条3項所定の「事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づきその国税をその法定納期限までに納付しなかったとき」に該

当することは明らかである。

重加算税の額は、平成9年7月分から同年12月分までの納税告知処分により発生した不納付税額22万円（通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に、通則法68条3項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算定した金額7万7000円となる。

(2) 平成10年7月分から同年12月分までについて

前記第3、1と前記第1、3(1)ア(イ)c及び4(1)ア(イ)dで述べたとおり、前記役員報酬は乙の給与所得と認められるところ、前記役員報酬は、原告Bの経営に従事していないD及び戊に対し、あたかも取締役に対する報酬を支給したかのように装った架空の役員報酬であり、原告Bはこのような行為に基づき、帳簿書類、総勘定元帳及び決算書に虚偽記載を行い、平成10年7月分から同年12月分までの源泉徴収税額を法定納期限までに完納しなかったものであって、このような行為が通則法68条3項所定の「事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づきその国税をその法定納期限までに納付しなかったとき」に該当することは明らかである。

重加算税の額は、平成10年7月分から同年12月分までの納税告知処分により発生した不納付税額24万円（通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に、通則法68条3項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算定した金額8万4000円となる。

(3) 平成11年1月分から同年6月分までについて

前記第3、1と前記第1、4(1)ア(イ)dで述べたとおり、前記役員報酬は乙の給与所得と認められるところ、前記役員報酬は、原告Bの経営に従事していないD及び戊に対し、あたかも取締役に対する報酬を支給したかのように装った架空の役員報酬であり、原告Bはこのような行為に基づき、帳簿書類、総勘定元帳及び決算書に虚偽記載を行い、平成11年1月分から同年6月分までの源泉徴収税額を法定納期限までに完納しなかったものであって、このような行為が通則法68条3項所定の「事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づきその国税をその法定納期限までに納付しなかったとき」に該当することは明らかである。

重加算税の額は、平成11年1月分から同年6月分までの納税告知処分により発生した不納付税額55万円（通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に、通則法68条3項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算定した金額19万2500円となる。

(4) 平成11年7月分から同年12月分までについて

前記第3、1と前記第1、4(1)ア(イ)d及び5(1)ア(イ)bで述べたとおり、前記役員報酬は乙の給与所得と認められるところ、前記役員報酬は、原告Bの経営に従事していないD及び戊に対し、あたかも取締役に対する報酬を支給したかのように装った架空の役員報酬であり、原告Bはこのような行為に基づき、帳簿書類、総勘定元帳及び決算書に虚偽記載を行い、平成11年7月分から同年12月分までの源泉徴収税額を法定納期限までに完納しなかったものであって、このような行為が通則法68条3項所定の「事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づきその国税をその法定納期限までに納付しなかったとき」に該当することは明らかである。

重加算税の額は、平成11年7月分から同年12月分までの納税告知処分により発生した不納付税額82万円（通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に、通則法68条3項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算定した金額28万7000円となる。

(5) 平成12年1月分から同年6月分までについて

前記第3、1と前記第1、5(1)ア(イ)bで述べたとおり、前記役員報酬は乙の給与所得と認められるところ、前記役員報酬は、原告Bの経営に従事していないD及び戊に対し、あたかも取締役に対する報酬を支給したかのように装った架空の役員報酬であり、原告Bはこのような行為に基づき、帳簿書類、総勘定元帳及び決算書に虚偽記載を行い、平成12年1月分から同年6月分までの源泉徴収税額を法定納期限までに完納しなかったものであって、このような行為が通則法68条3項所定の「事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づきその国税をその法定納期限までに納付しなかったとき」に該当することは明らかである。

重加算税の額は、平成12年1月分から同年6月分までの納税告知処分により発生した不納付税額18万円（通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に、通則法68条3項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算定した金額6万3000円となる。

(6) 平成12年7月分から同年11月分までについて

前記第3、1と前記第1、5(1)ア(イ)bで述べたとおり、前記役員報酬は乙の給与所得と認められるところ、前記役員報酬は、原告Bの経営に従事していないD及び戊に対し、あたかも取締役に対する報酬を支給したかのように装った架空の役員報酬であり、原告Bはこのような行為に基づき、帳簿書類、総勘定元帳及び決算書に虚偽記載を行い、平成12年7月分から同年11月分までの源泉徴収税額を法定納期限までに完納しなかったものであって、このような行為が通則法68条3項所定の「事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づきその国税をその法定納期限までに納付しなかったとき」に該当することは明らかである。

重加算税の額は、平成12年7月分から同年11月分までの納税告知処分により発生した不納付税額9万円（通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に、通則法68条3項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算定した金額3万1500円となる。